

新規上場申請のための有価証券報告書  
( I の部)

上場申請会社

ARCHION 株式会社

# 目次

頁

## 表紙

第一部【組織再編成に関する情報】	1
第1【組織再編成の概要】	1
1【組織再編成の目的等】	1
2【組織再編成の当事会社の概要】	8
3【組織再編成に係る契約】	8
4【組織再編成に係る割当ての内容及びその算定根拠】	10
5【組織再編成対象会社の発行有価証券と組織再編成によって発行される有価証券との相違】	12
6【組織再編成対象会社の発行する証券保有者の有する権利】	12
7【組織再編成に関する手続】	13
第2【統合財務情報】	15
第3【発行者（その関連者）と組織再編成対象会社との重要な契約】	16
第二部【企業情報】	17
第1【企業の概況】	17
1【主要な経営指標等の推移】	17
2【沿革】	17
3【事業の内容】	17
4【関係会社の状況】	18
5【従業員の状況】	19
第2【事業の状況】	23
1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】	23
2【サステナビリティに関する考え方及び取組】	23
3【事業等のリスク】	23
4【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	29
5【重要な契約等】	29
6【研究開発活動】	29
第3【設備の状況】	30
1【設備投資等の概要】	30
2【主要な設備の状況】	30
3【設備の新設、除却等の計画】	30
第4【上場申請会社の状況】	31
1【株式等の状況】	31
2【自己株式の取得等の状況】	37
3【配当政策】	38
4【コーポレート・ガバナンスの状況等】	39
第5【経理の状況】	56
第6【上場申請会社の株式事務の概要】	57
第7【上場申請会社の参考情報】	57
1【上場申請会社の親会社等の情報】	57
2【その他の参考情報】	57
3【組織再編成対象会社が提出した書類】	58
4【上記書類を縦覧に供している場所】	58
第三部【上場申請会社の保証会社等の情報】	59
第四部【上場申請会社の特別情報】	59
第1【最近の財務諸表】	59
第2【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】	59
<当期連結財務諸表に対する監査報告書>	60
<当期財務諸表に対する監査報告書>	61

## 【表紙】

【提出書類】	新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）
【提出先】	株式会社東京証券取引所 代表取締役社長 岩永 守幸 殿
【提出日】	2026年3月2日
【会社名】	ARCHION株式会社
【英訳名】	ARCHION Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役 河野 昌俊 (注) 2026年4月1日（株式交換の効力発生予定日）に就任予定の代表者の役職氏名：カール・デッペン
【本店の所在の場所】	東京都品川区西品川一丁目1番1号住友不動産大崎ガーデンタワー
【電話番号】	0570-095111（日野自動車株式会社代表番号）
【事務連絡者氏名】	日野自動車株式会社 経理部長 山田 康洋
【最寄りの連絡場所】	東京都日野市日野台三丁目1番地1（日野自動車株式会社連絡場所）
【電話番号】	0570-095111（日野自動車株式会社代表番号）
【事務連絡者氏名】	日野自動車株式会社 経理部長 山田 康洋

## 第一部【組織再編成に関する情報】

### 第1【組織再編成の概要】

#### 1【組織再編成の目的等】

##### (1) 本経営統合の目的及び理由

日野自動車株式会社（以下「日野自動車」といいます。）、三菱ふそうトラック・バス株式会社（以下「三菱ふそう」といいます。）、日野自動車の親会社であるトヨタ自動車株式会社（以下「トヨタ」といいます。）及び三菱ふそうの親会社であるダイムラートラック社（以下「ダイムラートラック」といいます。）の4社の企業理念に共通するのは、「移動を通じて、豊かな社会に貢献したい」という想いです。これからも私たちが世の中で必要な存在であり続けるために、地球環境に優しいクルマを普及させ、社会システムの中で移動の価値を高めていきたいと考えております。

人やモノの移動を通じて、暮らしを支えている商用車は、「社会インフラ」ともいえる重要なモビリティです。商用車を通じた豊かなモビリティ社会を実現するためには、カーボンニュートラルや物流の効率化など、直面している課題を解決していかなければなりません。それには多大な投資がかかります。商用車は乗用車に比べて台数も少なく、日本市場で商用車メーカー各社が単独で対応するのは大変難しい状況です。日本・アジアにおける自動車産業や雇用を守るためには、開発・生産など事業効率を高め、競争力を強化しなければなりません。

日野自動車と三菱ふそうが力を合わせ、日本の商用車メーカーの競争力を磨くことで、日本・アジアの自動車産業の基盤を守り、社会やステークホルダーに対して、意義深く永続的な貢献をしていきます。

<協業内容>

- 日野自動車と三菱ふそうは対等な立場で統合し、商用車の開発、調達、生産の分野で協力
- ダイムラートラックとトヨタは、ARCHION株式会社（以下「当社」といいます。）の株式をそれぞれ25%保有することを旨とする
- 当社は日野自動車と三菱ふそうの株式を100%保有する予定

その結果、下記「(2) 上場申請会社の企業集団の概要及び当該企業集団における組織再編成対象会社と上場申請会社の企業集団の関係 ① 上場申請会社の企業集団の概要 イ 上場申請会社の企業集団の概要」記載の方式により2026年4月1日を統合予定日として、日野自動車、三菱ふそう、トヨタ及びダイムラートラックの4社で、日野自動車及び三菱ふそう間の経営統合（以下「本経営統合」といいます。）を行うことについて2025年6月10日付で最終合意し、経営統合契約（以下「本経営統合契約」といいます。）を締結いたしました。

当社の社名「ARCHION」は、英語で弓型の構造物を意味する「ARCH」と、遠い過去から未来まで続く様子を意味する英語の「EON (ION)」を融合させた言葉です。会社とステークホルダー、そして三菱ふそうと日野自動車をつなぐ絆を、また、輸送の未来を創造し、より良い暮らしを次世代に受け継いでいく志を表しています。

「商用車の未来をともに作る」という目標のもと、ダイムラートラック、三菱ふそう、日野自動車、トヨタの4社に共通する、「モビリティを通じて豊かな社会に貢献する」という想いをARCHIONは体現していきます。ARCHIONグループ（持株会社であるARCHIONと事業会社である日野自動車と三菱ふそう）として、統合を通じて事業効率を高め競争力を磨きつつ、地球環境に優しく安全なクルマを普及させることで、社会における移動の価値を高めていくことを目指します。

ARCHIONグループは、上記の実現に向けて、以下、本経営統合によるシナジー創出のための主要戦略を発表します。

##### ■ お互いの強みを掛け合わせる「統合プラットフォーム戦略」

日野自動車及び三菱ふそうの競争力を高める主要戦略として、「統合プラットフォーム戦略」を推進します。大型、中型、小型トラックのプラットフォームを統合し、両社の強みを活かして製品の競争力を引き上げるとともに、コスト効率性を高め、より良い商品をタイムリーに市場投入できる体制を実現します。加えて、「日野」と「ふそう」の両ブランドの車両をお互いに活用することで、より充実した製品ポートフォリオをお客様に提供していきます。

##### ■ スケールメリットを活かした競争力・効率性の向上

統合プラットフォーム戦略を支える開発、調達、生産・物流などの機能の統合・効率化にも積極的に取り組み、事業効率を大きく高めていきます。開発機能の統合を通じて、重複投資の削減を図るとともに、リソースの最適配置及び有効活用を進めることで、製品プラットフォームの統合をタイムリーに実現し、将来のイノベーションを支える基盤を構築します。

調達においては、購買機能を統合し購買ボリュームを集約することで直接・間接調達の幅広いカテゴリーにおいて大幅なコスト削減を図るとともに、製品統合によるスケールメリットを活かしたさらなる効率化にも取り組みます。

さらに、生産拠点・物流ネットワークを最適化することで、コスト・品質・リードタイムを改善するとともに、統合プラットフォーム戦略の実現を推進します。2028年末までに、現在5か所ある国内のトラック生産拠点を川崎製作所（神奈川県川崎市）・古河工場（茨城県古河市）・新田工場（群馬県太田市）の3か所に集約します（注）。

間接機能においても、機能集約化・重複領域の最適化を進め、コスト効率化と業務の卓越性を両立させます。

（注） 日野自動車の羽村工場は、日野自動車の2025年6月10日付臨時報告書及び2025年11月27日付臨時報告書のとおりトヨタへ移管します。三菱ふそうの中津工場の生産は川崎製作所へ集約します。

#### ■ CASE技術を通じた持続可能な社会への貢献

統合・効率化を通じて生み出したリソースを、特に既存技術の進化とCASE技術開発の加速に向けた投資へと振り向け、お客様・社会の期待に応えつつさらなる事業成長を実現していきます。

トヨタ、ダイムラートラックを含めた4社の技術資本とスケールメリットを生かし、電動車の各セグメントで市場をリードする製品を開発していきます。特に水素領域に関しては、ダイムラートラックとトヨタの協業により両社の強みを合わせることで、世界トップレベルの燃料電池システムを開発し、普及を図ってまいります。また、自動運転領域においても開発を加速させていきます。コネクテッド領域では、車両データの効果的な活用により、より高いお客様への価値を提供するソリューションの強化につなげていきます。

日野自動車と三菱ふそうは、上記のシナジーを基盤としつつ、両ブランドは市場で切磋琢磨し合うことでも互いの価値を高め、ARCHIONグループは、お客様に対してより良い商品を提供し、幅広いステークホルダーに対して持続的な貢献を続けていきます。

#### ■ 当社の経営陣に関して

ARCHIONグループは、グループ全体の将来の技術ロードマップの策定及び、研究開発や製品プラットフォームによる技術的シナジーの実現を目的として、当社に最高技術責任者（CTO）のポジションを設立することを決定しました。当ポジションは、日野自動車の代表取締役社長を務める小木曾聡が就任予定であり、同時に取締役執行役員に指名されました。

さらに、透明性、業績、資本配分に関する財務体制を構築するため、三菱ふそうの代表取締役兼最高財務責任者（CFO）であるヘタル・ラリギが、CFO及び代表取締役に指名されました。

これらの人事は、2026年4月1日の事業開始を予定日として発効する予定であり、必要な承認及び取引の適時な完了を前提としています。それまでは、両氏とも現在の役職を継続します。

また、住友理工株式会社の社外取締役である伊勢清貴、及びダイムラートラックの副社長兼コーポレート・ディベロップメント部門責任者であるクリスチャン・ヘルマンが、取締役に指名されました。これらの人事も、2026年4月1日の事業開始を予定日として発効する予定です。

(2) 上場申請会社の企業集団の概要及び当該企業集団における組織再編成対象会社と上場申請会社の企業集団の関係

① 上場申請会社の企業集団の概要

当社を株式交換完全親会社、日野自動車を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）の効力発生後における当社の企業集団の概要は以下のとおりとなる予定です。

ア 上場申請会社の概要

商号	ARCHION株式会社
本店の所在地	東京都品川区西品川一丁目1番1号住友不動産大崎ガーデンタワー
代表者及び役員就任予定者	代表取締役・Chief Executive Officer (CEO) カール・デッペン 代表取締役・Chief Financial Officer (CFO) ヘタル・ラリギ 取締役・Chief Technology Officer (CTO) 小木曾 聡 取締役 伊勢 清貴 取締役 クリスチャン・ヘルマン 独立社外取締役 安部 和志 独立社外取締役 江藤 彰洋 独立社外取締役 君嶋 祥子 独立社外取締役 小林 いずみ
資本金の額	本報告書提出日において未確定です。
純資産の額	本報告書提出日において未確定です。
総資産の額	本報告書提出日において未確定です。
事業の内容	本経営統合後の日野自動車及び三菱ふそうの事業に係る経営管理
決算期	3月31日

イ 上場申請会社の企業集団の概要

当社は、本報告書提出日現在において企業集団はありませんが、次に示す方法により、本経営統合を実施する予定です。

- (i) 日野自動車が、完全子会社となる当社を設立する（2025年6月2日に設立）。
- (ii) 日野自動車は、トヨタに対して、日野自動車の普通株式及びA種種類株式を第三者割当の方法により割り当てる（2025年6月10日開催の日野自動車の取締役会において決議された第三者割当増資であり、以下「本第三者割当増資」といいます。）。本第三者割当増資は、その手取金を日野自動車の親会社であるトヨタからの借入金の弁済のための資金として充当し、トヨタに対する借入金債務を減少させることに伴う日野自動車の資本の強化及び自己資本比率の改善等の財務状況の改善によって本経営統合を円滑に進めること、また、本経営統合後のトヨタの当社の議決権比率を19.9%（注）に調整するために無議決権種類株式を利用することを目的としている。
- (iii) トヨタ及びダイムラートラックは、本経営統合後の当社の両者の持分比率が同割合となるよう、両者で別途合意する持分の調整（ダイムラートラックからトヨタに対する三菱ふそう株式の一部譲渡）を行う。
- (iv) 当社を株式交換完全親会社、日野自動車を株式交換完全子会社とする株式交換（本株式交換）を行う。本株式交換により、日野自動車は当社の完全子会社になるとともに、日野自動車株主は当社の株式を取得する。
- (v) 当社を株式交付親会社、三菱ふそうを株式交付子会社とする株式交付（以下「本株式交付」といいます。）。本株式交付により、当社が三菱ふそうの全株主から保有する全ての三菱ふそうの普通株式を譲り受けることによって、三菱ふそうは当社の完全子会社になるとともに、三菱ふそうの株主は当社の株式を取得する。
- (vi) 当社は、自己株式取得又は現物配当等の方法で、日野自動車が保有する全ての当社の株式を取得及び消却する。
- (vii) 当社の普通株式について株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）プライム市

場に出場させる。

- (viii) トヨタ及びダイムラートラックは、当社の普通株式の流通株式比率を高めるため、本経営統合後一定期間内に、当社の両者の持分比率が発行済株式総数の25%ずつ（議決権比率については、トヨタが19.9%（注）、ダイムラートラックが26.7%）となるよう、本経営統合の効力発生以降でトヨタ及びダイムラートラックが別途合意するいずれかの時期に、トヨタ及びダイムラートラックが別途合意する方法（例えば当社の株式の売出し）により当社の持分比率を減少させる。

- (注) 本経営統合によりトヨタが日野自動車の親会社ではなくなる一方で、トヨタが日本において小型トラック事業を営んでいることを踏まえ、当社の独立した事業運営を尊重する観点や競争法の観点から、当社におけるトヨタの議決権比率を20%未満とすることが適切と判断いたしました。

当社の企業集団の概要は、本株式交換及び本株式交付により、2026年4月1日以降、以下のとおりとなる予定です。なお、本株式交換については日野自動車の2025年3月31日現在の関係会社の状況を前提としており、本株式交付については三菱ふそうの2025年12月31日現在の関係会社の状況を前提としております。

会社名	住所	資本金（百万円）	主な事業の内容	議決権の所有割合（%）	役員兼任等		資金援助	営業上の取引	設備の賃貸借
					当社役員（名）	当社従業員（名）			
（連結子会社） 日野自動車㈱ （注）2	東京都日野市	72,717	トラック・バス、小型商用車・乗用車（トヨタからの受託車）、各種エンジン、補給部品等の製造	100.0	本経営統合時に、日野自動車の取締役2名が当社の取締役に就任する予定です。	未定	未定	未定	未定
北海道日野自動車㈱（注）7	北海道札幌市	66	自動車の販売	100.0 (100.0)	未定	〃	〃	〃	〃
南関東日野自動車㈱（注）7	東京都港区	100	〃	100.0 (100.0)	〃	〃	〃	〃	〃
静岡日野自動車㈱（注）8	静岡県静岡市	490	〃	100.0 (100.0)	〃	〃	〃	〃	〃
大阪日野自動車㈱	大阪府大阪市	100	〃	100.0 (100.0)	〃	〃	〃	〃	〃
神戸日野自動車㈱	兵庫県神戸市	100	〃	100.0 (100.0)	〃	〃	〃	〃	〃
九州日野自動車㈱	福岡県福岡市	100	〃	100.0 (100.0)	〃	〃	〃	〃	〃
日野セールスサポート㈱	東京都日野市	4,500	販売会社の資産管理	80.0 (80.0)	〃	〃	〃	〃	〃
その他国内販売会社15社（注）7									
福島製鋼㈱	福島県福島市	584	鋳造部品の製造	91.7 (91.7)	未定	未定	未定	未定	未定
理研鍛造㈱	群馬県前橋市	444	鍛造部品、金型の製造	92.6 (92.6)	〃	〃	〃	〃	〃
㈱ソーシン	埼玉県入間市	1,465	機械加工部品の製造	100.0 (100.0)	〃	〃	〃	〃	〃
㈱武部鉄工所	神奈川県厚木市	135	板金加工	55.0 (55.0)	〃	〃	〃	〃	〃
㈱トランテックス	石川県白山市	1,100	トラックの架装	100.0 (100.0)	〃	〃	〃	〃	〃
その他国内仕入先他16社									
日野モータースマニファクチャリング タイラント㈱	タイサムトプラカン	百万タイ・パーツ 2,500	自動車及びユニット部品の組立	80.0 (80.0)	未定	未定	未定	未定	未定

会社名	住所	資本金（百万円）	主な事業の内容	議決権の所有割合（%）	役員の兼任等		資金援助	営業上の取引	設備の賃貸借
					当社役員（名）	当社従業員（名）			
日野モータース セールス タイラ ンド㈱	タイ バンコック	百万タイ・ パーツ 713	自動車の販売	55.3 (55.3)	〃	〃	〃	〃	〃

会社名	住所	資本金（百万円）	主な事業の内容	議決権の所有割合（%）	役員の兼任等		資金援助	営業上の取引	設備の賃貸借
					当社役員（名）	当社従業員（名）			
日野モーターズアジア㈱ （注）3	タイ サムトプラカン	百万タイ・ パーツ 560	自動車の企画・ 開発及び販売	100.0 (100.0)	〃	〃	〃	〃	〃
日野モーターズ マニュファクチャ リング インドネ シア㈱ （注）3	インドネシ ア ブルワカル タ	百万インド ネシア・ ルピア 931,010	自動車の組立	90.0 (90.0)	〃	〃	〃	〃	〃
日野モーターズ セールス インド ネシア㈱ （注）4、5	インドネシ ア ジャカルタ	百万インド ネシア・ ルピア 71,192	自動車の販売	40.0 (40.0)	〃	〃	〃	〃	〃
日野モーターズ マニュファクチャ リング U.S.A.㈱	アメリカ ミシガン州	アメリカ・ ドル 1,626	自動車及びユニ ット部品の組立	100.0 (100.0)	〃	〃	〃	〃	〃
日野モーターズ セールス U.S.A. ㈱ （注）4	アメリカ ミシガン州	千アメリ カ・ドル 22,000	自動車の販売	50.0 (50.0)	〃	〃	〃	〃	〃
日野モーター セ ールス オースト ラリア㈱	オーストラ リア ニューサウ ス ウェルズ州	千オースト ラリア・ ドル 10,000	自動車の販売	100.0 (100.0)	〃	〃	〃	〃	〃
その他海外会社22 社									
（持分法適用会 社） 澤藤電機㈱ （注）2、9	群馬県太田 市	1,080	電装品製造	30.4 (30.4)	未定	未定	未定	未定	未定
ジェイ・バス㈱	石川県小松 市	1,900	バスボデーの架 装	50.0 (50.0)	〃	〃	〃	〃	〃
南九州日野自動車 ㈱	鹿児島県鹿 児島市	100	自動車の販売	33.0 (33.0)	〃	〃	〃	〃	〃
その他10社									
（連結子会社） 三菱ふそうトラッ ク・バス㈱	神奈川県川 崎市	35,000	トラック・バス、 産業エンジ ンなどの開発、 設計、製造、売 買、輸出入、そ の他取引業	100.0 (100.0)	本経営統 合時に おいて、三 菱ふそう の取締役 2名が当 社の取締 役に就任 する予定 です。	未定	未定	未定	未定
㈱パブコ	神奈川県海 老名市	110	輸送機器製造、 販売及び修理 （トラック用ウ ィングボディな ど）	100.0 (100.0)	未定	〃	〃	〃	〃
三菱ふそうバス製 造㈱	富山県富山 市	6,630	商用車及びその 関連品・金属製 品の製造・修 理・売買、労働 者派遣事業	100.0 (100.0)	〃	〃	〃	〃	〃
三菱ふそうトラッ ク・アメリカ	アメリカ ニュージャ ージー州	百万米ドル 10	トラック関連部 品、アクセサリ ーの販売	100.0 (100.0)	〃	〃	〃	〃	〃

会社名	住所	資本金（百万円）	主な事業の内容	議決権の所有割合（%）	役員の兼任等		資金援助	営業上の取引	設備の賃貸借
					当社役員（名）	当社従業員（名）			
三菱ふそうトラック・カナダ	カナダ オンタリオ州	千米ドル 68	トラック関連部品、アクセサリーの販売	100.0 (100.0)	〃	〃	〃	〃	〃
三菱ふそうトラック・ヨーロッパ	ポルトガル トラマガル	千ユーロ 7,485	商用車、その部品、スペアパーツ及びアクセサリーの製造及び組立	100.0 (100.0)	〃	〃	〃	〃	〃
ダイムラー・トラック・アジア台湾	台湾 台北市	百万台湾ドル 650	商用車の輸入、代理販売及び小売	51.0 (51.0)	〃	〃	〃	〃	〃
FUSO Commercial Vehicles (Thailand) Ltd. (持分法適用会社)	タイ バンコク	百万タイバツ 420	自動車及びスペアパーツの輸入及び卸売	100.0 (100.0)	〃	〃	〃	〃	〃
岡山三菱ふそう自動車販売㈱	岡山県岡山市	100	トラック・バスの販売・整備及び関連商品の販売と保険取扱い	50.0 (50.0)	未定	未定	未定	未定	未定
神奈川三菱ふそう自動車販売㈱	神奈川県横浜市	60	トラック・バス販売、整備、部品販売、保険取扱い	43.8 (43.8)	〃	〃	〃	〃	〃
ふそう陸送㈱	神奈川県川崎市	18	物流・自動車販売・労働者派遣業・廃棄物収集など多角的なサービス提供	21.7 (21.7)	〃	〃	〃	〃	〃
PT. Mitsubishi Krama Yudha Motors and Manufacturing	インドネシア ジャカルタ	百万インドネシアルピ 11,451	自動車部品の製造及び販売	32.3 (32.3)	〃	〃	〃	〃	〃
PT. KRAMA YUDHA TIGA BERLIAN MOTORS	インドネシア ジャカルタ	百万インドネシアルピ 20,944	自動車・部品の製造・販売・サービスを展開する総合事業	30.0 (30.0)	〃	〃	〃	〃	〃
大牟田運送㈱	福岡県大牟田市	31	貨物運送・倉庫・廃棄物収集などの総合物流サービス	33.5 (33.5)	〃	〃	〃	〃	〃
東洋交通（株）	東京都北区	10	一般乗用旅客自動車運送事業	28.2 (28.2)	〃	〃	〃	〃	〃
順益車両工業股份有限公司	台湾 台北市	百万台湾ドル 300	自動車の販売及び流通、自動車部品の組み立て	33.4 (33.4)	〃	〃	〃	〃	〃
イブニオン㈱	神奈川県川崎市	92.5	EV総合サービスプラットフォームサイトの構築及びサービスの提供	47.3 (47.3)	〃	〃	〃	〃	〃
三菱ふそう中国地区販売㈱	広島県安芸郡坂町	100	トラック・バス・エンジンの販売・整備・部品販売・保険取扱業務	20.0 (20.0)	〃	〃	〃	〃	〃

- (注) 1 「議決権の所有割合」欄の（内数）は間接所有であります。  
2 有価証券報告書を提出している会社です。  
3 日野自動車の特定子会社に該当します。

- 4 議決権の所有割合は、100分の50以下ですが、実質的に支配しているため子会社としております。
- 5 日野モーターズ セールズ インドネシア(株)については、売上高（連結会社相互間の内部売上高を除く。）の日野自動車の連結売上高に占める割合が10%を超えております。
- |          |           |            |
|----------|-----------|------------|
| 主要な損益情報等 | (1) 売上高   | 170,779百万円 |
|          | (2) 経常利益  | 4,072百万円   |
|          | (3) 当期純利益 | 3,155百万円   |
|          | (4) 純資産額  | 9,199百万円   |
|          | (5) 総資産額  | 48,911百万円  |
- 6 2025年3月31日現在、債務超過の金額が100億円以上である会社及び債務超過の金額は、以下のとおりです。
- |                               |            |
|-------------------------------|------------|
| 日野モーターズ マニュファクチャリング U.S.A.(株) | 105,991百万円 |
|-------------------------------|------------|
- 7 2026年4月1日（予定）に、日野自動車は、北海道日野自動車(株)、南関東日野自動車(株)、東北海道日野自動車(株)、宮城日野自動車(株)及び福島日野自動車(株)の株式の一部（それぞれの発行済株式総数の80.0%）を、和泰汽車股份有限公司（英文表記：HOTAI MOTOR CO., LTD.）に譲渡する予定であり、当該株式譲渡の実行前に、日野自動車が直接又は間接に保有する当該会社の株式（普通株式）のうち一部を無議決権株式（A種類株式）に転換し、当該株式譲渡後の当社の議決権の所有割合を19.9%以下に調整する予定です。
- 8 2026年4月1日（予定）に、日野自動車は、静岡日野自動車(株)の株式の一部（発行済株式総数の88.5%）を、愛知日野自動車株式会社に譲渡する予定であり、当該株式譲渡後の当社の議決権の所有割合は11.5%になる予定です。
- 9 スパークス・グループ(株)が無限責任組合員を務める日本モノづくり未来投資事業有限責任組合が発行済株式の全てを所有するARTS-4(株)による澤藤電機(株)株式会社に対する公開買付けに伴い、当該公開買付けの成立を条件とする澤藤電機(株)の株主を日野自動車及びARTS-4株式会社のみとするための澤藤電機(株)の普通株式の併合（2026年5月頃（予定））及び澤藤電機(株)の自己株式取得（2026年5月頃（予定））による日野自動車が所有する全ての澤藤電機(株)の普通株式の譲渡を通じたARTS-4(株)による澤藤電機(株)の完全子会社化取引が実施される予定です。

② 上場申請会社の企業集団における組織再編成対象会社と上場申請会社の企業集団の関係

ア 資本関係

日野自動車は本株式交換の効力発生日まで当社の発行済株式数の全てを保有する予定ですが、本株式交換により日野自動車は当社の完全子会社となる予定です。

イ 役員の兼任関係

本経営統合時において、日野自動車の取締役2名が当社の取締役に就任する予定です。

ウ 取引関係

該当事項はありません。

**2【組織再編成の当事会社の概要】**

該当事項はありません。

**3【組織再編成に係る契約】**

(1) 株式交換契約の内容の概要

当社及び日野自動車は、2025年10月20日、2026年4月1日（予定）を効力発生日とし、当社を完全親会社、日野自動車を完全子会社とする本株式交換を行うこととする株式交換契約（以下「本株式交換契約」といいます。）を締結し、本株式交換契約は2025年11月28日に日野自動車の臨時株主総会において承認されました。

本株式交換契約に基づき、日野自動車の普通株式1株に対して、当社の普通株式1株を、日野自動車のA種類株式1株に対して、当社のA種類株式1株を、それぞれ割当交付します。

本株式交換契約の内容は下記「(2) 株式交換契約の内容」のとおりです。

## (2) 株式交換契約の内容

### 株式交換契約書

AIB株式会社（以下「甲」という。）と日野自動車株式会社（以下「乙」という。）は、以下のとおり株式交換契約（以下「本契約」という。）を締結する。

#### 第1条（株式交換）

甲及び乙は、甲が乙の株式交換完全親会社となり、乙が甲の株式交換完全子会社となるため、本契約の定めに従い、株式交換（以下「本株式交換」という。）を行う。

#### 第2条（株式交換完全親会社及び株式交換完全子会社の商号及び住所）

甲及び乙の商号及び住所は、それぞれ次のとおりである。

甲（株式交換完全親会社）

商号：AIB株式会社

住所：東京都昭島市武蔵野二丁目12番8号

乙（株式交換完全子会社）

商号：日野自動車株式会社

住所：東京都日野市日野台三丁目1番地1

#### 第3条（株式交換に際して交付する株式及びその割当て）

1. 甲は、本株式交換に際して、効力発生日の前日の最終の乙の株主名簿に記載又は記録された乙の株主に対して、(i)その所有する乙の普通株式に代わる金銭等として、所有する乙の普通株式の合計数に1を乗じた数の甲の普通株式を、(ii)その所有する乙のA種種類株式に代わる金銭等として、所有する乙のA種種類株式の合計数に1を乗じた数の甲のA種種類株式を交付する。
2. 前項の規定により交付される甲の株式の割当てについては、効力発生日の前日の最終の乙株主名簿に記載又は記録された株主に対し、(i)その所有する乙の普通株式1株につき、甲の普通株式1株の割合、(ii)その所有する乙のA種種類株式1株につき、甲のA種種類株式1株の割合をもって割り当てる。

#### 第4条（株式交換完全親会社の資本金及び準備金の額に関する事項）

本株式交換に際して増加する甲の資本金及び準備金の額は、会社計算規則第39条の規定に従い甲が別途定める額とする。

#### 第5条（効力発生日）

1. 本株式交換がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、2026年4月1日午前9時とする。但し、両当事者は、本株式交換の手續進行上の必要性その他の事由により必要がある場合には、協議し合意の上、これを変更することができる。
2. 前項の規定にかかわらず、本株式交換の効力の発生は、乙とトヨタ自動車株式会社との間の2025年6月10日付株式引受契約に基づく乙の新株発行の効力の発生を停止条件とする。

#### 第6条（株式交換契約承認株主総会）

1. 甲は、効力発生日の前日までに、本契約について会社法第795条第1項に定める株主総会の承認を受ける。
2. 乙は、効力発生日の前日までに、本契約について会社法第783条第1項に定める株主総会の承認を受ける。

#### 第7条（自己株式の消却）

乙は、本株式交換により甲が乙の発行済株式の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」という。）において乙が有するすべての自己株式（本株式交換に関する会社法第785条に基づく乙の株主による株式買取請求に応じて乙が取得する株式を含む。）を効力発生日の前日までに開催する乙の取締役会決議により、基準時において消却する。

#### 第8条（株式交換条件の変更等）

本契約締結後効力発生日までの間に、本株式交換の実行に重大な支障となる事態が生じた場合その他必要が生じた場合、甲及び乙は、協議し合意の上、本株式交換の条件その他本契約の内容を変更し、本契約を解除し又は本株式交換を中止することができる。

#### 第9条（本契約の効力）

本契約は、効力発生日の前日までに、乙の株主総会における承認が得られないときは、その効力を失う。

#### 第10条（株式交換完全親会社の上場）

甲は、効力発生日において、その発行する普通株式を東京証券取引所プライム市場に上場することを予定する。

#### 第11条（準拠法及び管轄）

本契約は、日本法に準拠し、日本法に従って解釈される。本契約に関する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

#### 第12条（協議事項）

本契約に定める事項のほか、本契約に定めがない事項、その他本株式交換に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い甲乙別途協議の上、これを定める。

本契約締結の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

2025年10月20日

- 甲 東京都昭島市武蔵野二丁目12番8号  
AIB株式会社  
代表取締役 河野 昌俊
- 乙 東京都日野市日野台三丁目1番地1  
日野自動車株式会社  
代表取締役社長 小木曾 聡

（注）AIB株式会社は、当社の2025年12月1日の商号変更前の商号です。

### 4【組織再編成に係る割当ての内容及びその算定根拠】

#### (1) 本株式交換に係る割当ての内容

	当社 (株式交換完全親会社)	日野自動車 (株式交換完全子会社)
本株式交換に係る割当比率	1	1
本株式交換により交付する株式数	当社普通株式：845,069,664株（予定） 当社A種種類株式：175,512,774株（予定）	

#### (注) 1 本株式交換に係る割当比率

本株式交換契約に基づき、日野自動車の普通株式1株に対して、当社の普通株式1株を、日野自動車のA種種類株式（本第三者割当増資により発行予定）1株に対して、当社のA種種類株式1株を、それぞれ割当交付します。

#### 2 本株式交換により交付する株式数

当社は、本株式交換により、当社の普通株式845,069,664株及びA種種類株式175,512,774株を割当交付する予定です。かかる株式数は、2025年9月30日現在における日野自動車の発行済株式総数（普通株式574,580,850株）から自己株式数（普通株式426,984株）を控除し、本第三者割当増資に係る発行予定株式数（普通株式270,915,798株、A種種類株式175,512,774株）を加えて算出した予定数です。なお、日野自動車は本株式交換の効力発生日の前日までに開催する取締役会の決議により、本株式交換により当社が日野自動車の発行済株式の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」といいます。）において日野自動車が保有している自己株式（本株式交換に際して会社法第785条に基づいて行使される株式買取請求に応じて日野自動車が取得する自己株式を含みます。）の全部を、基準時において消却する予定です。本株式交換により割当交付する当社株式の総数については、日野自動車による自己株式の取得・消却等の理由により、今後修正される可能性があります。

#### 3 単元未満株式の取扱いについて

本株式交換により、1単元（100株）未満の当社の普通株式（以下「単元未満株式」といいます。）の割当てを受ける日野自動車の株主は、その保有する単元未満株式を証券取引所において売却することはできません。当社の単元未満株式を保有することとなる日野自動車の株主は、会社法第192条第1項に基づき、当社に対し、自己の保有する単元未満株式を買い取ることを請求することが可能です。

#### 4 1株に満たない端数の処理

該当事項はありません。

## 5 当社のA種種類株式の概要

当社は、本株式交換の効力発生日付でA種種類株式についての定めを定款に定める予定です。①A種種類株式の剰余金の配当及び残余財産の分配については、普通株式と同順位であり、定められた取得比率（調整事由が生じない限り1：1を予定）を乗じた額とし、②A種種類株式には株主総会における議決権はなく、譲渡制限を付し、③普通株式及びA種種類株式について、会社法第322条第1項の規定による種類株主総会の決議を要さず（ただし、法令により要求される場合を除きます。）、④A種種類株式には普通株式を対価とする取得請求権を付し、かかる取得請求権については、A種種類株式の発行要項においては、A種種類株式の発行日以降いつでも行使できることとする予定ですが、本経営統合によりトヨタが日野自動車の親会社ではなくなる一方で、トヨタが日本において小型トラック事業を営んでいることを踏まえ、当社の独立した事業運営を尊重する観点や競争法の観点から、当社におけるトヨタの議決権比率を20%未満とすることが予定されているため、本株式交換の効力発生後短期間に当社普通株式の取得請求権が行使されることは見込まれていません。

(2) 本株式交換に係る割当ての内容の算定根拠等

本株式交換は、本経営統合の実施のために日野自動車の完全子会社として設立した当社を株式交換完全親会社、日野自動車を株式交換完全子会社として、専ら完全親子関係を逆転させることを目的として行うものであるため、株式交換比率を1対1とすることとしております。そのため、本株式交換に係る株式交換比率については、当社及び日野自動車から独立した第三者算定機関による算定書を取得しておりません。

## 5【組織再編成対象会社の発行有価証券と組織再編成によって発行される有価証券との相違】

(1) 株式の譲渡制限

日野自動車の定款には、日野自動車の普通株式の譲渡制限に関する定めがありませんが、当社の定款には、当社の株式を譲渡により取得するには、株主総会の承認を受けなければならない旨の定めがあります。ただし、当社の普通株式は、2026年4月1日に東京証券取引所プライム市場へ新規上場（テクニカル上場）する予定であり、これに伴い、当社は、同日付で定款を変更し、上記株式譲渡制限に関する規定を廃止する予定です。

(2) 単元未満株主の権利

当社は、本株式交換の効力発生日付で単元株制度を採用し、当社普通株式の単元株式数は、日野自動車と同じ100株とする予定です。日野自動車の定款には同様の定めがあります。

また、単元未満株式を有することになる当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨の定款規定を設ける予定です。日野自動車の定款には同様の定めがあります。

(i) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利

(ii) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利

(iii) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

(3) 自己株式の取得

日野自動車の定款には、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨の定めがあります。当社の定款には同様の定めがありませんが、本経営統合の効力発生日付で同様の定款規定を設ける予定です。

(4) 剰余金の配当等

日野自動車の定款には、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって、会社法第459条第1項各号に掲げる事項を定めることができる旨、また、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として株主に対して中間配当をすることができる旨の定めがあります。当社の定款には同様の定めがありませんが、本経営統合の効力発生日付で同様の定款規定を設ける予定です。

## 6【組織再編成対象会社の発行する証券保有者の有する権利】

(1) 組織再編成対象会社の普通株式に関する取扱い

① 買取請求権の行使の方法について

日野自動車の株主が、その有する日野自動車の普通株式につき、日野自動車に対して会社法第785条に定める反対株主の株式買取請求権を行使するためには、2025年11月28日開催の日野自動車の株主総会において議決権を行使することができる株主については、当該株主総会に先立って本株式交換に反対する旨を日野自動車に対し通知し、かつ、当該株主総会において本株式交換に反対することを要します。また、株式買取請求権の行使は、本株式交換の効力発生日（2026年4月1日）の20日前から効力発生日の前日までの間に、その株式買取請求に係る株式の数を明らかにして行う必要があります。

② 議決権の行使の方法について

日野自動車の株主による議決権の行使の方法としては、2025年11月28日開催の日野自動車の株主総会に出席して議決権を行使する方法があります（なお、株主は、日野自動車の議決権を有する他の株主を代理人として、その議決権を行使することができます（ただし、日野自動車は、株主が2人以上の代理人を株主総会に出席させることを拒否することができます。）。この場合、当該株主又は代理人は、株主総会ごとに作成された、当該臨時株主総会に関する代理権を証明する書面を、日野自動車に提出する必要があります。）。また、郵送又はインターネットによって議決権を行使する方法もあります。郵送による議決権の行使は、上記臨時株主総会に関する株主総会招集ご通知同封の議決権行使書用紙に賛否を表示し、日野自動車に2025年11月27日午後5時25分までに到達するように返送することが必要となります。

なお、議決権行使書用紙に各議案の賛否の記載がない場合は、賛成の意思表示があったものとして取り扱います。

インターネットによる議決権の行使は、上記議決権行使書用紙に記載された二次元コードを読み取る方法、又は、議決権行使ウェブサイト (<https://www.evotet.tr.mufg.jp/>) にアクセスし、上記議決権行使書用紙に記載の「ログインID」及び「仮パスワード」を利用する方法のいずれかの方法によりログインのうえ、画面の案内にしたがって、2025年11月27日午後5時25分までに、各議案に対する賛否を登録することが必要となります。

なお、郵送により議決権を行使し、インターネットでも議決権を行使した場合は、到達日時を問わずインターネットによる議決権行使が有効なものとされます。また、インターネットで議決権を複数回行使した場合は、最後の議決権行使が有効なものとされます。

株主は、複数の議決権を有する場合、会社法第313条に基づき、その有する議決権を統一しないで行使することができます。ただし、当該株主は、臨時株主総会の3日前（2025年11月24日）までに、日野自動車に対してその有する議決権を統一しないで行使する旨及びその理由を通知する必要があります。また、日野自動車は、当該株主が他人のために株式を有する者でないときは、当該株主がその有する議決権を統一しないで行使することを拒むことがあります。

### ③ 組織再編成によって発行される株式の受取方法について

本株式交換によって発行される普通株式は、本株式交換が効力を生じる時点の直前の時の日野自動車の普通株式に係る株主（ただし、当社を除きます。）に割り当てられます。なお、当社は株券を発行しませんので、特段の手続きは不要です。

## (2) 組織再編成対象会社のA種種類株式に関する取扱い

### ① 買取請求権の行使の方法について

日野自動車の株主が、その有する日野自動車のA種種類株式につき、日野自動車に対して会社法第785条に定める反対株主の株式買取請求権を行使するためには、本株式交換の効力発生日（2026年4月1日）の20日前から効力発生日の前日までの間に、その株式買取請求に係る株式の数を明らかにして行う必要があります。

### ② 議決権の行使の方法について

A種種類株式には議決権がありません。

### ③ 組織再編成によって発行される株式の受取方法について

本株式交換によって発行されるA種種類株式は、本株式交換が効力を生じる時点の直前の時の日野自動車のA種種類株式に係る株主（ただし、当社を除きます。）に割り当てられます。なお、当社は株券を発行しませんので、特段の手続きは不要です。

## 7 【組織再編成に関する手続】

### (1) 組織再編成に関し会社法等に基づき備置がなされている書類の種類及びその概要並びに当該書類の閲覧方法

本株式交換に関し、当社においては会社法第794条第1項及び会社法施行規則第193条の各規定に基づき、①株式交換契約、②会社法第768条第1項第2号及び第3号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項、③日野自動車の最終事業年度に係る計算書類等の内容を記載した書面、④日野自動車において最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容、⑤当社の成立の日における貸借対照表並びに⑥当社成立後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容を記載した書面を、2025年11月4日より当社本店に備え置いております。

①の書類は、2025年10月20日の当社の代表取締役の決定及び2025年10月20日開催の日野自動車の取締役会において承認された株式交換契約です。②の書類は、本株式交換に際して株式交換比率及びその株式交換比率の算定根拠並びに上記株式交換契約において定める当社の増加する資本金及び準備金の額に関する事項が相当であることを説明した書類です。③の書類は、日野自動車の2025年3月期の計算書類等に関する書類です。④の書類は、日野自動車において最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容を説明したものです。⑤の書類は、当社の成立の日における貸借対照表であり、⑥の書類は当社成立後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容を説明したものです。

これらの書類は、当社本店において、営業時間内に閲覧することができます。なお、本株式交換の効力が生ずる日までの間に、上記の①から⑥に掲げる事項に変更が生じた場合には、変更後の事項を記載した書面を追加で備え置きます。

次に、日野自動車においては、会社法第782条第1項及び会社法施行規則第184条の各規定に基づき、①株式交換契約、②交換対価の相当性に関する事項、③交換対価について参考となるべき事項、④当社の成立の日における貸借対照表、⑤当社の成立の日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影

響を与える事象の内容、及び⑥日野自動車において最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容を記載した書面を、2025年11月14日より、日野自動車の本店に備え置いております。

①の書類は、2025年10月20日の当社の代表取締役の決定及び2025年10月20日開催の日野自動車の取締役会において承認された株式交換契約です。②の書類は、本株式交換に際して株式交換比率及びその株式交換比率の算定根拠並びに上記株式交換契約において定める当社の増加する資本金及び準備金の額に関する事項が相当であることを説明した書類です。③の書類は、当社の定款の定め、及び当社株式の換価の方法を説明するための書類、④の書類は、当社の成立の日における貸借対照表です。⑤の書類は、当社の成立の日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容を説明したものであり、⑥の書類は、日野自動車において最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容を説明したものです。

これらの書類は、日野自動車の本店において、営業時間内に閲覧することができます。なお、本株式交換の効力が生ずる日までの間に、上記の①から⑥に掲げる事項に変更が生じた場合には、変更後の事項を記載した書面を追加で備え置きます。

## (2) 株主総会等の組織再編成に係る手続の方法及び日程

本株式交換契約承認に係る当社の代表取締役による決定 本株式交換契約承認に係る日野自動車の取締役会	2025年10月20日（月）
本株式交換契約の締結	2025年10月20日（月）
本株式交換契約の承認に係る当社の株主総会	2025年11月4日（火）
本株式交換契約の承認に係る日野自動車の株主総会	2025年11月28日（金）
日野自動車の普通株式の上場廃止日	2026年3月30日（月）
本株式交換の効力発生日	2026年4月1日（水）
当社の普通株式の上場予定日	2026年4月1日（水）

(注) 本株式交換の日程に関しては、本報告書提出日現在における想定であり、本経営統合に関する競争法その他法令上必要なクリアランス・許認可等の取得手続の進捗、日野自動車のエンジンの排出ガス及び燃費を含む認証に関する問題についての当局調査及び訴訟等の状況、本経営統合について本経営統合契約において定める本経営統合の前提条件（本第三者割当増資の実施及び日野自動車による一定の制裁対象国からの事業撤退を含みます。）の充足状況その他の理由により今後変更される可能性があります。

## (3) 組織再編成対象会社が発行者である有価証券の所有者が当該組織再編成行為に際して買取請求権を行使する方法

### ① 普通株式について

日野自動車の株主が、その有する日野自動車の普通株式につき、日野自動車に対して会社法第785条に定める反対株主の株式買取請求権を行使するためには、2025年11月28日開催の日野自動車の株主総会において議決権を行使することができる株主については、当該株主総会に先立って本株式交換に反対する旨を日野自動車に対し通知し、かつ、当該株主総会において本株式交換に反対することを要します。また、株式買取請求権の行使は、本株式交換の効力発生日（2026年4月1日）の20日前から効力発生日の前日までの間に、その株式買取請求に係る株式の数を明らかにして行う必要があります。

### ② A種種類株式について

日野自動車の株主が、その有する日野自動車のA種種類株式につき、日野自動車に対して会社法第785条に定める反対株主の株式買取請求権を行使するためには、本株式交換の効力発生日（2026年4月1日）の20日前から効力発生日の前日までの間に、その株式買取請求に係る株式の数を明らかにして行う必要があります。

## 第2【統合財務情報】

当社は2025年6月2日に設立された会社であり、本報告書提出日現在において、第1期の決算期を迎えていないため、本報告書提出日現在において財務情報はありますが、組織再編成対象会社である日野自動車の有価証券報告書（2025年6月24日提出）における主要な連結経営指標等及び本株式交付の株式交付子会社である三菱ふそうにおける主要な経営指標等は次のとおりです。これら日野自動車の連結経営指標等及び三菱ふそうの経営指標等は、当社の連結経営指標等に反映されるものと考えられます。

<日野自動車の主要な連結経営指標等>

回次	第109期	第110期	第111期	第112期	第113期
決算年月	2021年3月	2022年3月	2023年3月	2024年3月	2025年3月
売上高（百万円）	1,498,442	1,459,706	1,507,336	1,516,255	1,697,229
経常利益又は経常損失（△）（百万円）	12,261	37,986	15,787	△9,233	39,310
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失（△）（百万円）	△7,489	△84,732	△117,664	17,087	△217,753
包括利益（百万円）	20,611	△74,716	△78,297	36,847	△206,726
純資産（百万円）	604,872	516,007	433,409	463,420	251,020
総資産（百万円）	1,231,495	1,258,350	1,361,735	1,464,375	1,478,180
1株当たり純資産（円）	965.54	798.17	640.94	682.98	310.90
1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失額（△）（円）	△13.05	△147.61	△204.98	29.77	△379.34
潜在株式調整後1株当たり当期純利益（円）	—	—	—	—	—
自己資本比率（％）	45.0	36.4	27.0	26.8	12.1
自己資本利益率（％）	△1.4	△16.7	△28.5	4.5	△76.3
株価収益率（倍）	△73.0	△4.9	△2.7	17.1	△1.1
営業活動によるキャッシュ・フロー（百万円）	108,429	106,711	△40,799	△110,410	1,128
投資活動によるキャッシュ・フロー（百万円）	△56,211	△62,181	△60,257	39,244	△4,600
財務活動によるキャッシュ・フロー（百万円）	△38,408	△39,147	114,208	55,638	29,738
現金及び現金同等物の期末残高（百万円）	54,651	62,662	75,683	67,733	88,420
従業員数（名） [ほか、平均臨時雇用人員]（名）	34,527 [7,363]	34,405 [8,448]	34,231 [9,024]	34,072 [9,486]	33,608 [8,361]

- (注) 1 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
- 2 連結経営指標等（株価収益率、従業員数を除く。）は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」に基づき作成された連結財務諸表等により記載しており、第109期から第113期までの連結財務諸表等については、金融商品取引法193条の2第1項の規定に基づき、PwC Japan有限責任監査法人の監査を受けております。
- 3 「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を第110期の期首から適用しており、第110期から当連結会計年度に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

<三菱ふそうの主要な経営指標等>

回次	第20期	第21期	第22期	第23期	第24期
決算年月	2021年12月	2022年12月	2023年12月	2024年12月	2025年12月
売上高（百万円）	657,357	699,316	832,928	794,652	790,982
経常利益又は経常損失（△）（百万円）	34,388	21,028	39,994	36,632	31,242
当期純利益又は当期純損失（△）（百万円）	24,036	16,012	29,931	28,538	28,778
持分法を適用した場合の投資利益又は投資損失（△）（百万円）	—	—	—	—	—
資本金（百万円）	35,000	35,000	35,000	35,000	35,000
発行済株式総数（株）	5,600,001	5,600,001	5,600,001	5,600,001	5,600,001
純資産（百万円）	252,162	243,886	258,978	257,241	257,450
総資産（百万円）	479,314	504,895	579,094	558,922	557,504
1株当たり純資産（円）	—	—	—	—	—
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失（△）（円）	—	—	—	—	—
潜在株式調整後1株当たり当期純利益（円）	—	—	—	—	—
自己資本比率（％）	52.6	48.3	44.7	46.0	46.2
自己資本利益率（％）	9.5	6.6	11.6	11.1	11.2
株価収益率（倍）	—	—	—	—	—
配当性向（％）	—	—	—	—	—
営業活動によるキャッシュ・フロー（百万円）	—	—	—	—	—
投資活動によるキャッシュ・フロー（百万円）	—	—	—	—	—
財務活動によるキャッシュ・フロー（百万円）	—	—	—	—	—
現金及び現金同等物の期末残高（百万円）	50,379	26,560	8,422	28,999	14,097
従業員数（名）	10,058	10,331	10,649	10,633	10,464
[ほか、平均臨時雇用人員]（名）	[958]	[1,128]	[1,390]	[1,285]	[1,333]

(注) 1 三菱ふそうの主要な経営指標等については三菱ふそう単体の主要な経営指標等を記載しておりますが、本経営統合の対象は三菱ふそう単体に限定されるものではなく、本経営統合の対象となる三菱ふそうの主要な経営指標等のすべてを表示するものではありません。

2 上記に記載の経営指標等は会社法上計算書類としての監査を受けておりますが、金融商品取引法に基づく財務諸表としての監査は受けておりません。

3 三菱ふそうは非上場会社であり、1株当たり純資産、1株当たり配当額、1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失、潜在株式調整後1株当たり当期純利益及び配当性向については同社の要請により非開示とさせていただきます。

4 株価収益率については、株式が非上場であるため記載しておりません。

5 三菱ふそうは非上場会社のため、財務諸表を作成しておらず、キャッシュ・フロー計算書を作成しておりませんので、キャッシュ・フローに関する事項については記載しておりません。

### 第3【発行者（その関連者）と組織再編成対象会社との重要な契約】

該当事項はありません。

## 第二部【企業情報】

### 第1【企業の概況】

#### 1【主要な経営指標等の推移】

「第一部 組織再編成に関する情報 第2 統合財務情報」に記載のとおりです。

#### 2【沿革】

2025年6月2日	本経営統合のための準備会社として当社設立
2025年6月10日	日野自動車、三菱ふそう、トヨタ及びダイムラートラックの4社で本経営統合契約を締結
2025年10月20日	日野自動車との間で本株式交換契約を締結
2025年11月4日	本株式交付に係る株式交付計画を作成 当社の臨時株主総会において本株式交換契約について承認決議 当社の臨時株主総会において本株式交付に係る株式交付計画について承認決議
2025年11月28日	日野自動車の臨時株主総会において本株式交換契約について承認決議
2026年4月1日	本株式交換及び本株式交付の効力発生（予定） 当社普通株式を東京証券取引所プライム市場に上場（予定）

#### 3【事業の内容】

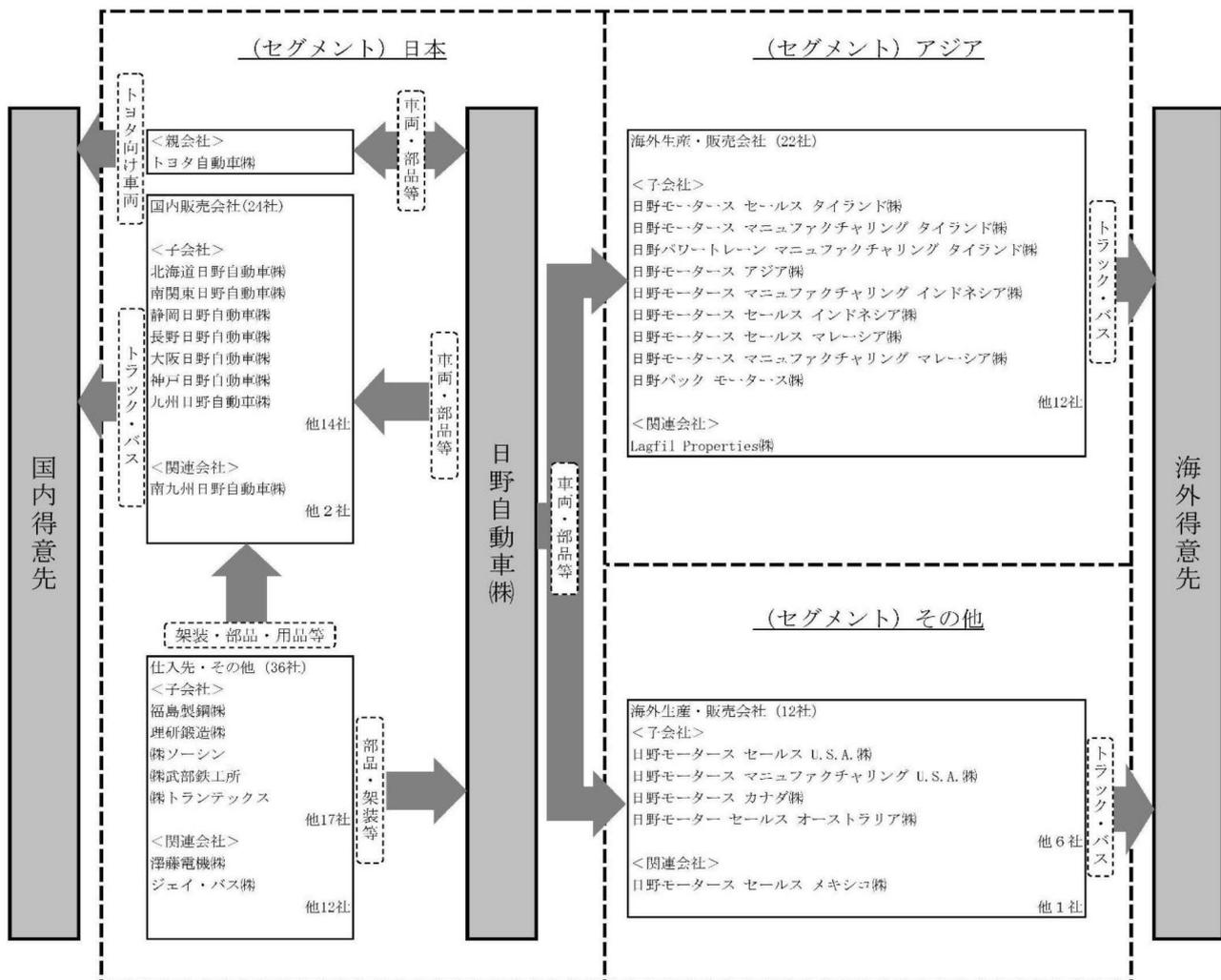
当社は、2025年6月2日に設立された会社であり、本報告書提出日現在において、本報告書の準備といった本経営統合を円滑に行うために持株会社として必要となる業務を除き、実質的な事業活動を行っていません。本経営統合の実行後は、当社は、本経営統合後の日野自動車及び三菱ふそうの事業に係る経営管理を行う予定です。

また、本経営統合後に当社の完全子会社となる日野自動車及び三菱ふそうの両社の最近事業年度末時点（日野自動車においては、2025年3月31日、三菱ふそうにおいては、2025年12月31日）における事業の内容は以下のとおりです。

##### (1) 日野自動車

日野自動車グループは、日野自動車、親会社、子会社74社、関連会社20社で構成され、トラック・バスの製造販売及びトヨタからの受託生産を主な事業内容とし、さらに事業に関連する製品の開発、設計及びその他のサービス等の事業活動を展開しております。

日野自動車及び日野自動車の関係会社の事業における日野自動車及び関係会社の位置付け及びセグメントとの関連は、次の図のとおりであります。



- (注) 1 2026年4月1日(予定)に、日野自動車は、北海道日野自動車(株)、南関東日野自動車(株)、東北海道日野自動車(株)、宮城日野自動車(株)及び福島日野自動車(株)の株式の一部(それぞれの発行済株式総数の80.0%)を、和泰汽車股份有限公司(英文表記:HOTAI MOTOR CO., LTD.)に譲渡する予定であり、当該株式譲渡の実行前に、日野自動車が直接又は間接に保有する当該会社の株式(普通株式)のうち一部を無議決権株式(A種類株式)に転換し、当該株式譲渡後の当社の議決権の所有割合を19.9%以下に調整する予定です。
- 2 2026年4月1日(予定)に、日野自動車は、静岡日野自動車(株)の株式の一部(発行済株式総数の88.5%)を、愛知日野自動車株式会社に譲渡する予定であり、当該株式譲渡後の当社の議決権の所有割合は11.5%になる予定です。
- 3 スパークス・グループ(株)が無限責任組合員を務める日本モノづくり未来投資事業有限責任組合が発行済株式の全てを所有するARTS-4(株)による澤藤電機(株)株式に対する公開買付けに伴い、当該公開買付けの成立を条件とする澤藤電機(株)の株主を日野自動車及びARTS-4株式会社のみとするための澤藤電機(株)の普通株式の併合(2026年5月頃(予定))及び澤藤電機(株)の自己株式取得(2026年5月頃(予定))による日野自動車が所有する全ての澤藤電機(株)の普通株式の譲渡を通じたARTS-4(株)による澤藤電機(株)の完全子会社化取引が実施される予定です。

(2) 三菱ふそう

三菱ふそうグループは、三菱ふそう、親会社、子会社6社、関連会社10社で構成され、トラック・バスの製造販売及び修理を主な事業内容とし、さらに事業に関連する製品の開発、設計及びその他のサービス等の事業活動を展開しております。

4 【関係会社の状況】

本報告書提出日現在における当社の関係会社は以下のとおりです。

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業 の内容	議決権の所有 又は被所有割 合 (%)	関係内容		
					事業上の 関係	役員の兼 任等	資金援助
(親会社) トヨタ自動車㈱ (注) 1	愛知県豊田市	635,401	自動車製造	被所有 50.2 (注) 2	無	無	無
日野自動車㈱ (注) 1	東京都日野市	72,717	トラック・バス、小型 商用車・乗用車 (トヨ タからの受託車)、各 種エンジン、補給部品 等の製造	被所有 100.0	無	有	無

(注) 1 有価証券報告書の提出会社であります。

2 トヨタが所有する日野自動車の議決権所有割合 (2025年3月31日現在) であります。

なお、本経営統合後の当社の関係会社の状況 (予定) について、前記「第一部 組織再編成に関する情報 第1 組織再編成の概要 1 組織再編成の目的等」記載の「(2) 上場申請会社の企業集団の概要及び当該企業集団における組織再編成対象会社と上場申請会社の企業集団の関係 ① 上場申請会社の企業集団の概要 イ 上場申請会社の企業集団の概要」をご参照ください。

## 5【従業員の状況】

### (1) 当社の状況

本報告書提出日現在、当社に従業員はおりません。

### (2) 連結会社の状況

本経営統合後に当社の完全子会社となる日野自動車の2025年3月期末日 (2025年3月31日)、三菱ふそうの2025年12月期末日 (2025年12月31日) における従業員の状況につきましては、以下のとおりです。

#### ① 日野自動車

2025年3月31日現在 (連結)

セグメントの名称	従業員数
日本	23,036名 (6,754名)
アジア	8,035名 (1,346名)
その他	2,537名 (261名)
合計	33,608名 (8,361名)

(注) 1 従業員数は就業人員 (日野自動車グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から日野自動車グループへの出向者を含む。) であります。

2 従業員数欄の (外書) は、期間従業員、派遣社員等の人数であります。

#### ② 三菱ふそう

2025年12月31日現在 (連結)

セグメントの名称	従業員数
トラック・バス、産業エンジンなどの開発、設計、製造、 売買、輸出入	10,735名 (1,744名)
合計	10,735名 (1,744名)

(注) 1 従業員数は就業人員 (三菱ふそうグループからグループ外への出向者を除き、グループ外から三菱ふそうグループへの出向者を含む。) であります。

2 従業員数欄の (外書) は、期間従業員、派遣社員等の人数であります。

- 3 三菱ふそうグループの事業は、トラック・バス、産業エンジンなどの開発、設計、製造、売買、輸出入を主な事業とする単一セグメントであるため、グループ全体の従業員数を記載しております。

(3) 労働組合の状況

ア. 当社の状況

当社に従業員はおらず、該当する事項はありません。

イ. 連結会社の状況

本経営統合後に当社の完全子会社となる日野自動車及び三菱ふそうの本報告書提出日までの1年間における労働組合の状況につきましては、以下のとおりです。

① 日野自動車

日野自動車及び国内連結子会社（一部を除く）の労働組合は、「日野自動車関連労働組合連合会」に加盟し、同連合会はさらに上部団体である「全日本自動車産業労働組合総連合会」に加盟しております。なお、労使関係について特に記載すべき事項はありません。

② 三菱ふそう

三菱ふそうの労働組合である「三菱ふそう労働組合」は、「全三菱自動車・三菱ふそう労働組合連合会」に加盟し、同連合会はさらに上部団体である「全日本自動車産業労働組合総連合会」に加盟しております。

(4) 管理職に占める女性労働者の割合、男性労働者の育児休業取得率及び労働者の男女の賃金の差異

ア. 当社の状況

当社に従業員はおらず、該当する事項はありません。

イ. 連結会社の状況

本経営統合後に当社の完全子会社となる日野自動車の2025年3月期末日（2025年3月31日）における状況につきましては、以下のとおりです。なお本経営統合後に当社の完全子会社となる三菱ふそうの状況については、有価証券報告書を作成しておりませんので、参照すべきものではありません。

① 日野自動車

最近事業年度（2025年3月期）					補足説明
管理職に占める女性労働者の割合（%） （注）1	男性労働者の育児休業取得率（%） （注）2	労働者の男女の賃金の差異（%） （注）1			
		全労働者	正規雇用労働者	パート・有期労働者	
2.8	68.0	77.8	77.3	90.3	

（注）1 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（平成27年法律第64号）の規定に基づき算出したものであります。

2 「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」（平成3年法律第76号）の規定に基づき、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則」（平成3年労働省令第25号）第71条の6第1号における育児休業等の取得割合を算出したものであります。

② 連結子会社

最近事業年度									
名称	管理職に占める女性労働者の割合（%） （注）1	男性労働者の育児休業取得率（%） （注）2				労働者の男女の賃金の差異（%） （注）1			補足説明
		全労働者	うち正規雇用労働者	うち非正規労働者	補足説明	全労働者	うち正規雇用労働者	うちパート・有期労働者	
福島製鋼(株)	2.4	50.0	—	—	(注) 2	79.7	82.9	93.5	(注) 3
理研鍛造(株)	—	88.0	—	—	(注) 1	72.6	78.4	77.7	(注) 3
(株)ソーシン	—	25.0	—	—	(注) 1	78.1	76.2	70.2	(注) 3
(株)武部鉄工所	2.5	33.0	—	—	(注) 1	90.0	87.4	121.4	(注) 3
(株)トランテックス	3.4	52.0	—	—	(注) 1	76.1	71.9	95.1	(注) 3
(株)日野エンジニアリングアネックス	11.8	—	—	—		99.0	100.4	75.6	(注) 3
日野グローバルロジスティクス(株)	0.0	75.0	—	—		71.5	79.7	77.0	(注) 3
日野トレーディング(株)	2.3	—	0.0	—	(注) 1 雇用管理区分は「正社員」	74.3	75.6	67.7	(注) 3

最近事業年度									
名称	管理職に占める女性労働者の割合 (%) (注) 1	男性労働者の育児休業取得率 (%) (注) 2				労働者の男女の賃金の差異 (%) (注) 1			補足説明
		全労働者	うち正規雇用労働者	うち非正規労働者	補足説明	全労働者	うち正規雇用労働者	うちパート・有期労働者	
日野リトラックス(株)	6.0	—	—	—	(注) 1 雇用管理区分は「事務職」「技術職」	—	—	—	(注) 3
日野コンピューターシステム(株)	13.0	—	—	—		—	—	—	(注) 3
(株)日野ヒューテック	—	88.0	—	—	(注) 1	67.5	71.0	61.3	(注) 3
東北海道日野自動車(株)	4.5	—	—	—		—	—	—	(注) 3
北海道日野自動車(株)	0.0	8.0	—	—		77.4	75.3	88.5	(注) 3
岩手日野自動車(株)	0.0	0.0	—	—	(注) 1	69.8	70.4	84.6	(注) 3
宮城日野自動車(株)	2.9	—	—	—		—	—	—	(注) 3
南関東日野自動車(株)	2.0	35.0	—	—	(注) 2	73.7	74.6	74.2	(注) 3
静岡日野自動車(株)	8.0	28.0	—	—		77.5	74.1	102.2	(注) 3
長野日野自動車(株)	5.4	57.0	—	—		81.8	84.9	81.2	(注) 3
京都日野自動車(株)	—	80.0	—	—	(注) 1 雇用管理区分は「正社員」	—	—	—	(注) 3
大阪日野自動車(株)	4.4	30.0	—	—	(注) 1	89.3	89.1	96.3	(注) 3
神戸日野自動車(株)	4.0	85.0	—	—	(注) 1	76.0	75.8	62.3	(注) 3
九州日野自動車(株)	5.9	13.0	—	—	(注) 1	83.4	82.9	91.1	(注) 3

(注) 1 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(平成27年法律第64号)の規定に基づき算出したものであります。

2 「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」(平成3年法律第76号)の規定に基づき、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則」(平成3年労働省令第25号)第71条の6第1号における育児休業等の取得割合を算出したものであります。

3 上表の「—」及び上表に記載のない連結子会社は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(平成27年法律第64号)及び「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」(平成3年法律第76号)の規定による公表義務の対象ではないため、記載を省略しております。

## 第2【事業の状況】

### 1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

当社は2025年6月2日に設立された法人であり、本報告書提出日現在において、本報告書の準備といった本経営統合を円滑に行うために持株会社として必要となる業務を除き、実質的な事業活動を行っていないため、該当すべき情報はありません。

本経営統合後に当社の完全子会社となる日野自動車の経営方針、経営環境及び対処すべき課題等については、日野自動車の有価証券報告書（2025年6月24日提出）及び半期報告書（2025年11月14日提出）をご参照ください。

本経営統合後に当社の完全子会社となる三菱ふそうの経営方針、経営環境及び対処すべき課題等については、有価証券報告書を作成しておりませんので、参照すべきものはありません。

### 2【サステナビリティに関する考え方及び取組】

当社は2025年6月2日に設立された法人であり、本報告書提出日現在において、本報告書の準備といった本経営統合を円滑に行うために持株会社として必要となる業務を除き、実質的な事業活動を行っていないため、該当すべき情報はありません。

本経営統合後に当社の完全子会社となる日野自動車のサステナビリティに関する考え方及び取組については、日野自動車の有価証券報告書（2025年6月24日提出）をご参照ください。

本経営統合後に当社の完全子会社となる三菱ふそうのサステナビリティに関する考え方及び取組については、有価証券報告書を作成しておりませんので、参照すべきものはありません。

### 3【事業等のリスク】

本経営統合の後、当社グループの経営統合に係るリスクとして、下記(1)のリスクが想定されます。さらに、当社は本経営統合により、日野自動車及び三菱ふそう両社の完全親会社となるため、本経営統合後は本報告書提出日現在における両社の事業等のリスクが当社の事業等のリスクとなり得ることが想定されます。両社の事業等のリスクを踏まえた当社の事業等のリスクはそれぞれ下記(2)及び(3)のとおりです。

なお、本項においては、将来に関する事項が含まれておりますが、当該事項は、別段の記載のない限り、本報告書提出日現在において判断したものです。

#### (1) 本経営統合に関するリスク

例えば以下のような経営統合に関するリスクが想定され、業務運営、経営成績、財政状態などに重要な影響を及ぼす可能性があります。

- ・本経営統合が予定どおりに進まず、本経営統合が予定したとおりに完了せず、又は実現しないリスク
- ・何らかの事情により、本経営統合契約等の内容が変更になるリスク
- ・経済情勢の急激な悪化、金融市場の混乱等により、予定どおりに経営統合が進まず、本経営統合が予定したとおりに完了せず、又は実現しないリスク
- ・経営統合により期待されるシナジー効果が早期に若しくは十分に発揮されない、又は本経営統合の費用が多額となるリスク
- ・本経営統合は上場会社である日野自動車と非上場会社である三菱ふそうの間で行われるため、当社の普通株式が東京証券取引所の上場廃止基準（プライム市場）に基づき「合併等による実質的存続性に係る猶予期間入り銘柄」となるリスク。なお、仮に当該銘柄の指定を受けた場合においても、猶予期間内に新規上場審査の基準に準じた所定の基準に適合していると判断されるよう最善を尽くしてまいります。

#### (2) 日野自動車の事業等のリスク

##### ① 需要及び価格の変動

国内においてのトラック・バス等の販売は、国及び地方自治体による環境規制強化の実施の有無による需要の変動に大きく影響を受けます。また、国内貨物輸送の低迷や物流改革の進行により今後のトラック需要は減少する可能性があります。さらに、他社との価格競争により日野自動車製品の価格変動を引き起こす可能性があります。

海外においてのトラック・バス等の販売は、国・地域及びその市場における経済状況の影響を受け、かつ、他社との価格競争により日野自動車製品の価格変動を引き起こす可能性があります。

これらの需要及び価格変動に対応するため、日野自動車グループは商品力の強化と適正な生産体制の構築、原価改善等を推進し、需要・価格変動に強い企業体質を目指しております。

## ② 材料価格の変動

日野自動車グループは国内及び海外の複数のメーカーから鋼材等の資材、部品等を調達し、トラック・バス、エンジン等を生産しております。これらの材料価格は、業界の需要や原材料の価格に伴い変動しております。材料価格が高騰し、かつ、長期化する場合には、日野自動車グループの業績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

日野自動車グループはこれらの材料価格の変動に対応するため、原価改善等を推進しております。

## ③ 為替の変動

日野自動車は円表示で連結財務諸表を作成しており、海外における現地通貨建の売上高、費用、資産等の項目は、連結財務諸表作成時に円換算されるため、換算時の為替レートによって、円換算後の価値が影響を受ける可能性があります。

また、国内外での原材料等の仕入れや製品の販売において、外国為替相場の変動は日野自動車グループの業績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。この為替変動リスクを抑えるために一部でデリバティブ取引を行っておりますが、それによって本来得られた利益を逸失する可能性があります。

日野自動車グループは、これらリスクに対応するため、適切なグローバル調達・生産・販売体制を検討・構築しております。

## ④ 金利の変動

資金調達に係るコストは、市場金利が急激に上昇した場合、支払利息の負担が増大するなど、日野自動車グループの業績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

本報告書提出日において、日野自動車グループは親会社であるトヨタとのインハウスバンキングを通じた資金調達のグローバル化等によって当該リスクの最小化を図っております。

尚、本経営統合後は、トヨタとのインハウスバンキングは解消される予定です。

## ⑤ 貸倒れリスク

日野自動車グループは日野自動車で生産したトラック・バスを全国の販売会社を通し様々な取引先に販売しております。

これらの取引先において信用不安などにより予期せぬ貸倒れリスクが顕在化し、追加的な損失や引当の計上が必要となる場合には、日野自動車グループの業績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

日野自動車グループは取引先の信用リスク情報などを適時入手し、当該リスクの最小化を図っております。

## ⑥ トヨタとの取引

本報告書提出日において、日野自動車グループは、親会社であるトヨタより乗用車及び一部の小型トラックの生産を委託されており、また小型トラックのOEM供給を行っております。2025年3月期の連結会計年度の売上高の9.0%を同社に依存しております。

尚、本経営統合後においては、トヨタより乗用車及び一部の小型トラックの生産を委託されている日野自動車の羽村工場は、日野自動車の100%子会社として設立済みのトヨタ自動車羽村株式会社へ承継され、日野自動車保有する株式の全部がトヨタに譲渡される予定です。

## ⑦ 国内外での事業活動

日野自動車グループは、日本をはじめアジアを中心とした世界各地で事業活動を展開しております。それらの事業活動には、通常、予期しない法律や規制の変更、産業基盤の脆弱性、人材の採用・確保の困難等、経済的に不利な要因の存在又は発生、テロ・戦争・自然災害・その他の要因による社会的又は政治的混乱等のリスクが存在します。こうしたリスクが顕在化することによって、日野自動車グループの事業活動に支障が生じ、日野自動車グループの業績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

## ⑧ 法規制等

日野自動車グループは、国内外でのトラック・バス等の販売において、安全性や排出ガス、燃費、騒音、公害などに関する法規制等やその他各国の様々な法規制等の適用を受けているため、これらの規制に適合するために費用を負担しております。これら法規制等の制定又は改正が行われた場合、費用負担が増える可能性があります。

## ⑨ 製品の欠陥

日野自動車グループは、基礎研究段階を含め、商品企画・開発からアフターサービスまでの各ステップにおい

て、安全性への細心の配慮を行うとともに、品質の確保に努めております。

しかし、全ての製品について欠陥が無く、将来にわたりリコールや製造物責任賠償が発生しないという保証はありません。そのため、これらのリスクが顕在化する場合には、日野自動車グループの業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

#### ⑩ エンジン認証不正問題

日野自動車の日本市場向けエンジンの複数機種について、認証手続上の不正行為があったことが判明し、国土交通省より、一部製品の型式指定の取消等の行政処分を受け、現在も国土交通省やお客様をはじめとして関係各所とのコミュニケーションを継続して行っています。また、日野自動車の米国市場向け2010年モデルから2019年モデルのエンジン認証に関する法令違反の疑いについて、米国司法省及び他の当局による調査が行われておりました。これに関し、日野自動車及び日野自動車子会社に対し、2004年から2021年に米国で販売された車両に関する損害の賠償を求める訴訟が暫定的な集団訴訟として、米国フロリダ州南部地区連邦地方裁判所で提起されました。2023年10月25日に開示しましたとおり、日野自動車及び日野自動車子会社は、同日、2010年から2019年モデルのエンジンを搭載して米国内で販売・賃貸されたオンロード車両を購入した者又は賃借した者との間で、総額237.5百万米ドルの和解契約を締結しました。この和解契約は、2024年4月1日に裁判所の最終承認を受けたうえで、同月11日に上記和解金の支払いを完了し、当該和解は、同年5月2日に確定しております。2025年1月16日に開示しましたとおり、米国司法省及び他の当局による調査は完了し、日野自動車は2025年1月16日に、米国司法省との間で、刑事和解契約の締結に至りました。同契約において、日野自動車は有罪を認めるとともに、調査協力による大幅な減額を反映した、総額5億2,176万米ドルの刑事制裁金を支払うことに合意し、2025年3月19日に刑事和解契約の効力が発生しました。また、2025年1月16日、当該問題について、日野自動車及び日野自動車米国子会社は、米国当局及びカリフォルニア当局との間で、民事和解契約の締結に至りました。同契約において、日野自動車及び日野自動車米国子会社は、米国司法省(DOJ)、米国環境保護庁(EPA)、米国運輸省道路交通安全局(NHTSA)及び米国国土安全保障省税関・国境取締局(CBP)を含む米国当局に対し総額4億4,250万米ドル、カリフォルニア州大気資源局(CARB)及びカリフォルニア州司法長官室(California State Attorney General's Office)を含むカリフォルニア州当局に対し総額2億3,650万米ドルの民事制裁金等を支払うことに合意し、2025年5月21日に民事和解契約の効力が発生しました。カナダにおいては、日野自動車及び日野自動車子会社に対する2件の訴訟が集団訴訟として提起されておりましたが、2024年11月13日に総額55百万カナダドルの支払等を内容とする和解契約を締結しました。当該和解契約は、2025年5月6日にブリティッシュコロンビア州上級裁判所の、同年6月2日にケベック州上級裁判所の承認を受け確定しました。また、豪州においては、日野自動車及び日野自動車子会社に対する訴訟が集団訴訟として提起されておりましたが、2025年2月14日に、和解金87百万豪ドルを支払うことを内容とする和解契約を締結しました。この和解契約は2025年7月18日に裁判所の最終承認を受け確定しました。さらに、2025年3月31日に開示しましたとおり、ニュージーランドにおいても、日野自動車に対する集団訴訟が提起されておりましたが、2025年12月10日に、和解金1,090万ニュージーランドドルを支払うことを内容とする和解の基本合意に至りました。今後も米国、豪州、カナダ、ニュージーランド、その他の法域においてこれらと同様の訴訟を提起される可能性があります。これらに関連して日野自動車に生じる金銭的負担について、日野自動車は、2025年3月期に、米国当局との認証問題に関する和解に伴う費用及びカナダ訴訟の和解金については北米認証関連損失として、豪州訴訟の和解金については豪州訴訟和解金として特別損失を計上いたしました。なお、米国以外の国における認証問題に関連して負担する可能性のある費用や、カナダ及び豪州以外の訴訟に関する和解金等は上記で計上した損失には含まれておりません。上記の当局調査の結果科される罰金などの行政、刑事手続上の制裁に加え、損害賠償や市場措置などにより日野自動車の経営、財政状態及びキャッシュ・フローの状況に対し、重大な悪影響を及ぼす可能性があります。

#### ⑪ 三菱ふそうとの経営統合の成否及び条件等に関するリスク

上記⑩のエンジン認証不正に関連して当社に生じる金銭的負担の金額規模及びそれが判明するタイミング次第では、(i)本経営統合契約の実行に関する前提条件を充足せず、その結果、本経営統合の実施に至らないおそれ、並びに(ii)本経営統合契約の規定に基づき、当社及び日野自動車がダイムラートラック及びその他の三菱ふそうの株主に対して特別補償の責任を負うおそれがあり、本経営統合の成否及び条件等、さらには日野自動車の経営、財政状態及びキャッシュ・フローの状況に重大な影響を及ぼす可能性があります。

なお、本経営統合の一環として、日野自動車はトヨタに対して第三者割当の方法により普通株式270,915,798株及びA種類株式175,512,774株を統合予定日の直前に発行する予定です。当該第三者割当による普通株式の希薄化率(2025年9月30日現在の日野自動車の発行済株式総数である574,580,850株(総議決権数5,737,678個)を分母とします。)は47.15%(議決権における割合は、総議決権数の47.22%)に相当し、大規模な株式の希薄化が生じる予定です。

また、最終的に競争法その他法令上必要なクリアランス・許認可等が取得できないことにより、本経営統合の

実施に至らない可能性があります。

### (3) 三菱ふそうの事業等のリスク

#### ① 市場環境及び経済情勢

国内におけるトラック・バス等の販売は、日本国内における経済状況、国及び地方自治体による環境規制強化の実施、顧客のニーズの変化による需要の変動に大きく影響を受けます。また、国内貨物輸送の低迷や物流改革の進行により今後のトラック需要は減少する可能性があります。

海外におけるトラック・バス等の販売は、国・地域及びその市場における経済状況及び政治状況や保護主義政策等の影響を受けます。その他、三菱ふそうグループは新興国市場に対しても事業を展開しており、それらの地域において、法制度・税制の変更や、政治・社会・経済情勢の悪化、金融市場・外貨管理規制あるいは為替レートの不安定な変動、司法機関の機能不全又はテロリズム等の政治不安もしくは暴動等の非常事態等が発生する可能性があります。

また、他社との価格競争により三菱ふそう製品の需要及び価格の変動や、サプライチェーンへの悪影響を引き起こす可能性があります。

これらのリスクが顕在化した場合、三菱ふそうグループの事業、業績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

#### ② 自動車市場における競争及び技術革新

三菱ふそうグループの全世界における売上収益のうち、主要な部分を占める自動車市場は、激しい競争が繰り返されています。競争環境の激化は三菱ふそう製品の競争力に影響を及ぼし、価格変動やシェア変動を引き起こす可能性があります。競争に影響を与える要素は、製品性能、安全性、燃費、環境負荷、価格、アフターサービスといった三菱ふそう製品に起因する事項の他、各国の電気自動車（EV）等への補助金政策や関税政策をはじめとする外部起因の事項を含め多岐にわたり、各国の市場によって状況は異なります。また、顧客のニーズの多様化に伴い、求められる技術水準も高まっております。

そのため、市場で求められる技術水準に達せず競争優位性を失った場合、主要市場や新興国市場等での他社との競争に劣後した場合や業界再編に伴う三菱ふそうの競争優位性が失われた場合、各国の政策等が三菱ふそうグループに不利な内容となる等の場合、三菱ふそうグループの事業、業績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

#### ③ 材料の調達及び価格の変動

三菱ふそうグループは国内及び海外の複数のサプライヤー及びメーカーから原材料、部品等を調達し、トラック・バス、エンジン等を生産しております。予期せぬ事態により、サプライヤー等からの原材料又は部品の供給の停止又は不足が生じた場合には、三菱ふそうグループの操業も停止し、三菱ふそうグループの業績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

また、これらの原材料及び部品等の価格は、業界の需要や原材料の価格等に伴い変動しております。原材料及び部品等の価格が高騰した場合、競争圧力等により、必ずしも顧客に価格転嫁できるとは限りません。原材料又は部品等の価格が高騰し、かつ、長期化する場合には、生産に必要な量の原材料、部品及び製品が確保できず、又は確保が遅れる可能性がある他、また、原材料又は部品の価格の高騰を製品の価格に反映することができない結果、三菱ふそうグループの業績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

#### ④ 国内外での事業活動

三菱ふそうグループは、日本をはじめアジアを中心とした世界各地で事業活動を展開しております。それらの事業活動には、通常、予期しない法律や規制の変更、産業基盤の脆弱性、人材の採用・確保の困難等、経済的に不利な要因の存在又は発生、テロ・戦争・自然災害・その他の要因による社会的又は政治的混乱等のリスクが存在します。こうしたリスクが顕在化することによって、三菱ふそうグループの事業活動に支障が生じ、三菱ふそうグループの事業、業績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

#### ⑤ 為替の変動

三菱ふそうは円表示で計算書類を作成しており、海外における現地通貨建の売上高、費用、資産等の項目は、計算書類作成時に円換算されるため、換算時の為替レートによって、円換算後の価値が影響を受ける可能性があります。

また、国内外での原材料等の仕入れや製品の販売において、外国為替相場の変動は三菱ふそうグループの事業、業績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。この為替変動リスクを抑えるために一部でデリバティブ取引を行っておりますが、それによって本来得られた利益を逸失する可能性があります。

⑥ 金利の変動

資金調達に係るコストは、市場金利が急激に上昇した場合、支払利息の負担が増大するなど、三菱ふそうグループの事業、業績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

⑦ 貸倒れ

三菱ふそうグループは三菱ふそうで生産したトラック・バスを全国の販売会社を通し様々な取引先に販売をしております。これらの取引先において信用不安などにより予期せぬ貸倒れリスクが顕在化し、追加的な損失や引当の計上が必要となる場合には、三菱ふそうグループの事業、業績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

⑧ 自然災害等

三菱ふそうグループは、日本及びアジアに様々な拠点を有しており、また、世界各国のサプライヤーから部材の供給を受けています。これらの拠点において、地震、津波、台風その他の自然災害や、火災・停電等の事故、戦争、武力紛争、テロ行為、地政学的・公衆衛生的問題、セキュリティ侵害、又はコンピュータ・関連システムの故障等の事象が発生した場合には、製造及びサプライヤーからの部材供給が滞る等、三菱ふそうグループの事業活動に支障が生じ、三菱ふそうグループの事業、業績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

⑨ 法令遵守

三菱ふそうグループは、国内外でのトラック・バス等の販売において、当局からの許認可を取得しており、また、安全性や排出ガス、燃費、騒音、公害などに関する法規制等やその他の各国の様々な法規制等の適用を受けています。このため、これらの規制に適合するため、多額の費用を投じますが、新規の法規制等の制定や既存の規制の改正が行われた場合、さらに費用負担が増加する可能性があります。また、法令違反が発生した場合には、当局等からの勧告、許認可の取消し、罰則等が課される可能性があります。三菱ふそうグループの社会的信用の毀損により、三菱ふそうグループの事業、業績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

⑩ 製品の欠陥

三菱ふそうグループは、厳格な品質管理基準に従って各種の製品を開発・生産しています。しかし、一部の製品について欠陥が生じ、また将来においてリコールや製造物責任賠償が発生する可能性があります。品質上の不具合が発生し、これらのリスクが顕在化する場合には、既存製品のリコールや保証責任及び新製品の開発遅延等により多額の費用が発生し、三菱ふそうグループの事業、業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

⑪ 情報セキュリティ

三菱ふそうグループの事業は、個人情報や技術情報といった機密情報を多く有し、その管理や事業運営においてコンピューターシステムや通信ネットワークといった情報システムに大きく依存しています。三菱ふそうグループにおいて、上記⑧に記載した自然災害・事故等のほか、人為的ミス及びコンピューターウィルス等並びに第三者による妨害行為等が発生する可能性があります。特に、世界的にサイバー犯罪が増加しており、三菱ふそうグループの情報システムに不正なアクセスが行われる危険もあります。

これらの事象が発生した場合には、システム等に障害が発生し、機密情報の漏洩や業務運営に重大な支障が生じる可能性があります。その結果、三菱ふそうグループが機密情報の漏洩等について損害賠償責任を問われ、また、当局等からの命令・処分が行われる可能性があります。三菱ふそうグループの社会的信用、事業、業績及び財務状況に影響を与える可能性があります。

⑫ ダイムラートラックとの取引

三菱ふそうグループは、親会社であるダイムラートラック及びダイムラートラックの子会社の一部との間で、(i)製品の供給や調達に関する契約の締結、(ii)共同研究開発活動、(iii)三菱ふそうによるダイムラートラック及びその子会社からの資金調達、(iv)従業員の出向、(v)知的財産及びその他の無形資産の使用に関する契約の締結等の関係があります。三菱ふそうグループとダイムラートラック及びダイムラートラックの子会社との間で、本経営統合の実行後の一定の期間において製品の供給や調達を含むサービスを提供する旨の契約が締結又は継続される見込みではありますが、ダイムラートラックが三菱ふそうの親会社でなくなることにより、これらの契約等が解消され、又は条件が変更された場合には、三菱ふそうグループの事業、業績及び財政状態に悪影響を与える可能性があります。

⑬ 訴訟紛争

三菱ふそうグループが事業を展開する各国において、顧客、取引先又は当局等から、三菱ふそうグループに対

して訴訟提起やクレームを受ける可能性があり、三菱ふそうグループに不利な判決等又は和解がなされた場合には、三菱ふそうグループは多額の金銭の支払義務を負い、又は三菱ふそうグループの社会的信用が毀損される可能性があります。また、訴訟対応のため、時間、費用その他の経営資源を費やす必要が生じます。その結果、三菱ふそうグループの社会的信用、事業、業績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

#### ⑭ 日野自動車との経営統合の成否及び条件等に関するリスク

上記(2)⑩の日野自動車におけるエンジン認証不正に関連して当社に生じる金銭負担の金額規模及びそれが判明するタイミング次第では、本経営統合契約の実行に関する前提条件を充足せず、その結果、本経営統合の実施に至らないおそれがあり、また、最終的に競争法その他法令上必要なクリアランス・許認可等が取得できないことにより、本経営統合の実施に至らない可能性があります。

また、本経営統合契約の規定に基づき、三菱ふそうが本経営統合契約の他の当事者に対して補償責任を負うおそれがあり、本経営統合の成否及び条件等、さらには三菱ふそうの経営、業績及び財政状態に重大な影響を及ぼす可能性があります。

### 4【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

当社は2025年6月2日に設立された法人であり、本報告書提出日現在において、第1期の決算期を迎えていないため、該当すべき情報はありません。

本経営統合後に当社の完全子会社となる日野自動車の経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析については、日野自動車の有価証券報告書（2025年6月24日提出）及び半期報告書（2025年11月14日提出）をご参照ください。

本経営統合後に当社の完全子会社となる三菱ふそうの経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析については、有価証券報告書を作成しておりませんので、参照すべきものはありません。

### 5【重要な契約等】

当社は日野自動車との間で、2025年10月20日、2026年4月1日（予定）を効力発生日とし、当社を完全親会社、日野自動車を完全子会社とする本株式交換を行うこととする本株式交換契約を締結し、本株式交換契約は2025年11月28日に日野自動車の臨時株主総会において承認されました。

また、当社は、2025年11月4日付の当社代表取締役の決定により、2025年11月28日の日野自動車の本株式交換に係る株主総会の承認を前提として、2026年4月1日（予定）を効力発生日とし、本株式交換を行うことを決定いたしました。本株式交換の詳細については、2025年11月4日付で当社が提出した有価証券届出書をご参照ください。

日野自動車の経営上の重要な契約等については、日野自動車の有価証券報告書（2025年6月24日提出）及び半期報告書（2025年11月14日提出）をご参照ください。

三菱ふそうの経営上の重要な契約等については、有価証券報告書を作成しておりませんので、参照すべきものはありません。

### 6【研究開発活動】

当社は2025年6月2日に設立された法人であり、本報告書提出日現在において、本報告書の準備といった本経営統合を円滑に行うために持株会社として必要となる業務を除き、実質的な事業活動を行っていないため、該当すべき情報はありません。

本経営統合後に当社の完全子会社となる日野自動車の研究開発活動については、日野自動車の有価証券報告書（2025年6月24日提出）及び半期報告書（2025年11月14日提出）をご参照ください。

本経営統合後に当社の完全子会社となる三菱ふそうの研究開発活動については、有価証券報告書を作成しておりませんので、参照すべきものはありません。

### 第3【設備の状況】

#### 1【設備投資等の概要】

当社は2025年6月2日に設立された法人であり、本報告書提出日現在において、第1期の決算期を迎えていないため、該当事項はありません。

本経営統合後に当社の完全子会社となる日野自動車の設備投資等の概要については、日野自動車の有価証券報告書(2025年6月24日提出)をご参照ください。

本経営統合後に当社の完全子会社となる三菱ふそうの設備投資等の概要については、有価証券報告書を作成していませんので、参照すべきものではありません。

#### 2【主要な設備の状況】

当社は2025年6月2日に設立された法人であり、本報告書提出日現在において、第1期の決算期を迎えていないため、該当事項はありません。

本経営統合後に当社の完全子会社となる日野自動車の主要な設備の状況については、日野自動車の有価証券報告書(2025年6月24日提出)をご参照ください。

本経営統合後に当社の完全子会社となる三菱ふそうの主要な設備の状況については、有価証券報告書を作成していませんので、参照すべきものではありません。

#### 3【設備の新設、除却等の計画】

当社は2025年6月2日に設立された法人であり、本報告書提出日現在において、本報告書の準備といった本経営統合を円滑に行うために持株会社として必要となる業務を除き、実質的な事業活動を行っていないため、該当事項はありません。

本経営統合後に当社の完全子会社となる日野自動車の設備の新設、除却等の計画については、日野自動車の有価証券報告書(2025年6月24日提出)をご参照ください。

本経営統合後に当社の完全子会社となる三菱ふそうの設備の新設、除却等の計画については、有価証券報告書を作成していませんので、参照すべきものではありません。

## 第4【上場申請会社の状況】

### 1【株式等の状況】

当社の2026年4月1日時点の株式等の状況は以下のとおりとなる予定です。

#### (1)【株式の総数等】

##### ①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数 (株)
普通株式	3,600,000,000
A種種類株式	300,000,000
計	3,900,000,000

##### ②【発行済株式】

種類	発行数 (株)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	2,581,069,975 (注) 1	東京証券取引所 プライム市場	完全議決権株式であり、会社法第107条第1項第1号に掲げる事項を除き(注) 2、株主としての権利内容に制限のない株式であります(注) 3。
A種種類株式	175,512,774 (注) 4	—	(注) 5
計	2,756,582,749	—	—

(注) 1 普通株式に係る上記発行数は、本報告書提出日現在における発行済株式総数(1株)に、本株式交換により割当交付する当社普通株式の予定数(845,069,664株)及び本株式交付により割当交付する当社普通株式の予定数(1,736,000,310株)を合計した数です。

本株式交換においては、日野自動車の普通株式1株に対して、当社の普通株式1株を割当交付する予定です。本株式交換に係る上記数は、2025年9月30日現在における日野自動車の発行済株式総数(普通株式574,580,850株)から自己株式数(普通株式426,984株)を控除し、本第三者割当増資に係る普通株式の発行予定株式数(普通株式270,915,798株)を加えて算出した予定数です。

本株式交付においては、三菱ふそうの普通株式1株に対して、当社の普通株式310株を割当交付する予定です。本株式交付に係る上記数は、本株式交換後の当社の発行済株式総数を1,020,582,438株(2025年9月30日現在における日野自動車の発行済株式総数(普通株式574,580,850株)から自己株式数(普通株式426,984株)を控除し、本第三者割当増資に係る発行予定株式数(普通株式270,915,798株、A種種類株式175,512,774株)を加えて算出した予定数です。)、三菱ふそうの発行済株式総数(自己株式数を除く。)を5,600,001株と仮定して算出されたものであり、本株式交換後の当社の発行済株式総数1,020,582,438株に対する上記発行数の割合は170.10%となります。

なお、日野自動車は本株式交換の効力発生日の前日までに開催する取締役会の決議により、基準時において日野自動車が保有している自己株式(本株式交換に際して会社法第785条に基づいて行使される株式買取請求に応じて日野自動車が取得する自己株式を含みます。)の全部を、基準時において消却する予定です。本株式交換及び本株式交付により割当交付する当社の普通株式の総数については、日野自動車による自己株式の取得・消却等の理由により、今後修正される可能性があります。また、本株式交付において、三菱ふそうの普通株式の保有者から譲渡の申込みがなされる株式数に応じて、実際に当社が発行する株式数変動することがあります。

2 当社の定款には、当社の株式を譲渡により取得するには、株主総会の承認を受けなければならない旨の定めがあります。ただし、当社の普通株式は、2026年4月1日に東京証券取引所プライム市場へ新規上場(テクニカル上場)する予定であり、これに伴い、当社は、同日付で定款を変更し、普通株式に関する上記の株式譲渡制限に関する規定を廃止する予定です。

3 当社は、本株式交換の効力発生日付で単元株制度を採用し、当社普通株式及びA種種類株式の単元株式数は、日野自動車と同じ100株とする予定です。なお、単元未満株式を有することになる当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨の定款規定を設ける予定です。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
- 4 本株式交換においては、日野自動車のA種種類株式1株に対して、当社のA種種類株式1株を割当交付する予定です。A種種類株式に係る上記発行数は、本第三者割当増資に係るA種種類株式の発行予定株式数(175,512,774株)から算出した予定数です。
- 5 A種種類株式の内容は、以下のとおりです。

(1) 剰余金の配当

当社が剰余金の配当を行う場合、当該配当の基準日における最終の株主名簿に記載又は記録されたA種種類株式を保有する株主(以下「A種種類株主」といいます。)又はA種種類株式の登録株式質権者(以下「A種種類登録株式質権者」といいます。)に対し、A種種類株式1株につき、普通株式1株当たりの配当金にその時点における取得比率(下記(3)②に定義する。以下同じ。)を乗じて算出された金額(1円未満の端数は切り捨てる。)を、普通株式を保有する株主(以下「普通株主」といいます。)又は普通株式の登録株式質権者(以下「普通登録株式質権者」といいます。)と同順位で、金銭により支払う。

(2) 残余財産の分配

当社が残余財産の分配を行う場合、A種種類株主又はA種種類登録株式質権者に対し、A種種類株式1株につき、普通株式1株当たりの残余財産にその時点における取得比率を乗じて算出された金額(1円未満の端数は切り捨てる。)を、普通株主又は普通登録株式質権者と同順位で、金銭により分配する。

(3) 普通株式を対価とする取得請求権

① A種種類株主は、当社に対し、いつでも、A種種類株式の取得と引換えに普通株式を交付することを請求することができる。A種種類株式の取得と引換えに交付すべき当社の普通株式の数は、A種種類株式1株につき、取得請求を行った日における取得比率に相当する数とする。また、A種種類株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数の算出にあたって、1株未満の端数が生じた場合にはこれを切り捨て、会社法第167条第3項に規定する金銭の支払いは行わないものとする。

② 取得比率は、1とする。ただし、以下のいずれかの事由が発生した場合、取得比率は、以下の定めに従って調整される。

(a) 株式分割又は株式併合が行われた場合

当社が普通株式の分割又は併合を行った場合、取得比率は以下の算式に従って調整される。

$$\text{調整後取得比率} = \text{調整前取得比率} \times \frac{\text{株式分割又は株式併合の効力発生直後の発行済普通株式の数}}{\text{株式分割又は株式併合の効力発生直前の発行済普通株式の数}}$$

調整後取得比率の適用開始日は、(i)株式分割の場合は基準日の翌日、又は(ii)株式併合の場合は株式併合の効力発生日とする。

(b) 普通株式の発行等が行われた場合

当社が、当社の普通株式の時価を下回る払込金額をもって、普通株式を発行し、又は保有する当社の普通株式を処分(株式の無償割当てを含み、(i)普通株式の交付と引換えに取得される株式若しくは新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本②において同じ。)の取得による場合、(ii)普通株式を目的とする新株予約権の行使による場合、又は(iii)合併、株式交換、会社分割若しくは株式交付により普通株式を交付する場合を除き、以下「普通株式の発行等」といいます。)する場合における取得比率は、以下の算式に従って調整される。

$$\text{調整後取得比率} = \frac{\text{調整前取得比率} \times \text{普通株式の時価} \times \frac{\text{普通株式の発行等の後における発行済普通株式(自己株式を除く。)の数}}{\text{普通株式の発行等の前普通株式の時価} \times \frac{\text{普通株式の発行等により新たに交付された普通株式1株当たりの払込金額} + \text{普通株式の発行等により新たに交付された普通株式の数}}{\text{普通株式の時価}}}{\text{普通株式の時価}}$$

「普通株式の時価」とは、(i)普通株式の発行等の基準日(基準日が存在しない場合、普通株式の発行又は処分に関する払込期日(払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日)、又は、無償割当ての場合、その効力発生日をいい、以下「調整基準日」といいます。)において、当社の普通株式が上場している場合には、調整基準日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の売買高加重平均価格の平均値に相当する金額(1円未満の端数は、小数点第2位まで算出し、小数点第2位で四捨五入する。)をいうものとし、(ii)調整基準日において当社の普通株式が上場していない場合、調整基準日において以下の算式により算出される当社の1株当たり簿価純資産額(連結ベース)をいうものとする。

$$\text{当社の1株当たり簿価純資産額（連結ベース）} = \frac{\text{最終の連結貸借対照表に基づく純資産額} - \text{剰余金の配当又は自己株式の取得により当該連結貸借対照表の会計期間の末日経過後に、支払われた金銭の額} + \text{新株式申込証拠金及び自己株式申込証拠金} + \text{新株予約権} + \text{少数株主持分}}{\text{発行済普通株式（自己株式を除く。）の数} + \text{発行済A種種類株式（自己株式を除く。）の数}} \times \text{取得比率}$$

なお、調整後取得比率の適用開始日は、調整基準日の翌日とする。

(c) 上記(a)又は(b)に掲げる場合のほか、合併、会社分割、株式交換又は株式交付による株式の発行又は処分、新株予約権の発行、無償割当てその他上記(a)又は(b)に類する事由の発生により取得比率の調整が必要となった場合、その後の取得比率は合理的に調整される。

(d) 上記(a)又は(b)で使用する「調整前取得比率」とは、調整後取得比率を適用する直前において有効な取得比率をいう。

(4) 議決権

A種種類株主は、当社の株主総会において議決権を有しない。

(5) 種類株主総会の決議方法（会社法第322条第2項に規定する定款の定め）

当社が、会社法第322条第1項各号に掲げる行為を行う場合においては、法令により要求される場合を除き、A種種類株主を構成員とする種類株主総会の決議は要しない。

(6) 株式の併合及び分割、募集株式等の割当て等

当社は、法令に別段の定めがある場合を除き、A種種類株式の併合又は分割を行わない。当社は、A種種類株主に対し、募集株式の割当てを受ける権利又は新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、また株式又は新株予約権の無償割当てを行わない。

(7) 譲渡制限

A種種類株式を譲渡により取得するには、取締役会の承認を受けなければならない。

(2) 【新株予約権等の状況】

① 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

② 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

③ 【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (円)	資本金残高 (円)	資本準備金 増減額 (円)	資本準備金 残高 (円)
2025年6月2日 (注) 1	普通株式 1	普通株式 1	1	1	—	—
2026年4月1日 (注) 2	普通株式 845,069,664 (予定) A種種類株式 175,512,774 (予定)	普通株式 845,069,665 (予定) A種種類株式 175,512,774 (予定)	未定	未定	未定	未定
2026年4月1日 (注) 3	普通株式 1,736,000,310 (予定)	普通株式 2,581,069,975 (予定) A種種類株式 175,512,774 (予定)	未定	未定	未定	未定

- (注) 1. 発行済株式数及び資本金の増加は会社設立によるものであります。  
 2. 2026年4月1日効力発生予定の株式交換によるものであります。  
 3. 2026年4月1日効力発生予定の株式交付によるものであります。  
 4. 日野自動車が保有する既発行株式1株について、当社は、本株式交換の効力発生日後遅滞なく自己株式取得又は現物配当等の方法で取得及び消却する予定です。

(4) 【所有者別状況】

1. 普通株式

2026年4月1日予定

区分	株式の状況 (1単元の株式数100株)								単元未満株式の状況 (株)
	政府・地方 公共団体	金融機関	金融商品取 引業者	その他の法 人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数 (人)	—	23	48	578	268	211	50,369	51,497	—
所有株式数 (単元)	—	1,630,286	123,115	10,946,896	12,145,332	4,109	958,968	25,808,706	199,375
所有株式数の割合 (%)	—	6.3	0.5	42.4	47.1	0.0	3.7	100.0	—

- (注) 1. 2025年9月30日現在の日野自動車の株主情報及び2025年12月31日現在の三菱ふそうの株主情報をもとに、また、本経営統合の効力発生日の直前に実施予定の本第三者割当増資による日野自動車からトヨタへの普通株式270,915,798株の発行を前提に、本株式交換が1:1の交換比率であること及び本株式交付に係る割当比率が1(当社):310(三菱ふそう)であることを勘案して算出しております。  
 2. 当社は、本株式交換の効力発生日付で単元株制度を採用し、当社普通株式の単元株式数は、日野自動車と同じ100株とする予定です。なお、単元未満株式を有することになる当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨の定款規定を設ける予定です。  
 (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利  
 (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利  
 (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利  
 3. 日野自動車が保有する既発行株式1株については、「単元未満株式の状況」に1株含まれておりますが、当社は、本株式交換の効力発生日後遅滞なく自己株式取得又は現物配当等の方法で取得及び消却する予定です。

2. A種種類株式

2026年4月1日予定

区分	株式の状況 (1単元の株式数100株)								単元未満株式の状況 (株)
	政府・地方 公共団体	金融機関	金融商品取 引業者	その他の法 人	外国法人等	個人その他	計		

					個人以外	個人			
株主数 (人)	-	-	-	1	-	-	-	1	-
所有株式数 (単元)	-	-	-	1,755,127	-	-	-	1,755,127	74
所有株式数の割合 (%)	-	-	-	100.0	-	-	-	100.0	-

- (注) 1. 本経営統合の効力発生日の直前に実施予定の本第三者割当増資による日野自動車からトヨタへのA種種類株式175,512,774株の発行を前提に、本株式交換が1:1の交換比率であることを勘案して算出しております。
2. 当社は、本株式交換の効力発生日付で単元株制度を採用し、当社A種種類株式の単元株式数は、日野自動車と同じ100株とする予定です。なお、単元未満株式を有することになる当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨の定款規定を設ける予定です。
- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利  
(2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利  
(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

(5) 【大株主の状況】

2026年4月1日予定

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株) (注)	発行済株式 (自己株式を除く。) の総数に対する所有株式の割合 (%)
Daimler Truck AG (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	Fasanenweg 10, 70771 Leinfelden-Echterdingen, Germany (東京都港区港南2-15-1 品川インターシティA棟)	1,142,162	41.43
トヨタ自動車株式会社	愛知県豊田市トヨタ町1	1,142,162	41.43
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	東京都港区赤坂1-8-1 赤坂インターシティAIR	57,073	2.07
株式会社三菱UFJ銀行	東京都千代田区丸の内1-4-5	41,333	1.50
三菱重工工業株式会社	東京都千代田区丸の内3-2-3	41,333	1.50
三菱商事株式会社	東京都千代田区丸の内2-3-1	41,333	1.50
株式会社日本カストディ銀行	東京都中央区晴海1-8-12	19,049	0.69
東京海上日動火災保険株式会社	東京都千代田区大手町2-6-4	15,400	0.56
三菱UFJ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内1-4-5	12,400	0.45
明治安田生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内2-1-1	12,400	0.45
計	—	2,524,649	91.59

- (注) 1. A種種類株式を含む所有株式数です。
2. 大株主の状況は、2025年9月30日現在の日野自動車の株主情報及び2025年12月31日現在の三菱ふそうの株主情報をもとに、また、本経営統合の効力発生日の直前に実施予定の本第三者割当増資による日野自動車からトヨタへの普通株式270,915,798株及びA種種類株式175,512,774株の発行を反映したうえで、本株式交換が1:1の交換比率であること及び本株式交付に係る割当比率が1(当社):310(三菱ふそう)であることを勘案して算出しております。
3. 日本マスタートラスト信託銀行株式会社及び株式会社日本カストディ銀行の所有株式数は、すべて信託業務に係る株式の総数です。
- 上記信託銀行所有株式数のうち株主名簿上所有株式数が最も多い名義分は、それぞれ次のとおりです。
- 日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口) 57,073千株 (所有株式数の割合 2.07%)  
株式会社日本カストディ銀行 (信託口) 16,665千株 (所有株式数の割合 0.60%)

なお、所有株式に係る議決権の個数の多い順上位10名は、次のとおりです。

2026年4月1日予定

氏名又は名称	住所	所有議決権数 (個)	総株主の議決権数に対する所有議決権数の割合 (%)
Daimler Truck AG (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	Fasanenweg 10, 70771 Leinfelden-Echterdingen, Germany (東京都港区港南2-15-1 品川インターシティA棟)	11,421,627	44.26%
トヨタ自動車株式会社	愛知県豊田市トヨタ町1	9,666,498	37.46%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	東京都港区赤坂1-8-1 赤坂インターシティAIR	570,738	2.21%
株式会社三菱UFJ銀行	東京都千代田区丸の内1-4-5	413,335	1.60%
三菱重工業株式会社	東京都千代田区丸の内3-2-3	413,335	1.60%
三菱商事株式会社	東京都千代田区丸の内2-3-1	413,335	1.60%
株式会社日本カストディ銀行	東京都中央区晴海1-8-12	190,492	0.74%
東京海上日動火災保険株式会社	東京都千代田区大手町2-6-4	154,000	0.60%
三菱UFJ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内1-4-5	124,000	0.48%
明治安田生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内2-1-1	124,000	0.48%
計	—	23,491,360	91.03%

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2026年4月1日予定

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	A種種類株式 175,512,700	—	A種種類株式の内容は「(1)株式の総数等 ②発行済株式(注)5」に記載のとおりです。
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 [相互保有株式] 186,900	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 2,580,683,700	25,806,837	完全議決権株式であり、会社法第107条第1項第1号に掲げる事項を除き(注)1、株主としての権利内容に制限のない株式であります(注)2。
単元未満株式	普通株式 199,375	—	—
	A種種類株式 74	—	—
発行済株式総数	2,756,582,749	—	—
総株主の議決権	—	25,806,837	—

(注) 1 上記は、2025年9月30日現在の日野自動車の株主情報及び2025年12月31日現在の三菱ふそうの株主情報をもとに、また、本経営統合の効力発生日の直前に実施予定の本第三者割当増資による日野自動車からトヨタへの普通株式270,915,798株及びA種種類株式175,512,774株の発行を反映したうえで、本株式交換が1:1の

交換比率であること及び本株式交付に係る割当比率が1（当社）：310（三菱ふそう）であることを勘案して算出しております。

- 2 当社の定款には、当社の株式を譲渡により取得するには、株主総会の承認を受けなければならない旨の定めがあります。ただし、当社の普通株式は、2026年4月1日に東京証券取引所プライム市場へ新規上場（テクニカル上場）する予定であり、これに伴い、当社は、同日付で定款を変更し、普通株式に関する上記の株式譲渡制限に関する規定を廃止する予定です。
- 3 当社は、本株式交換の効力発生日付で単元株制度を採用し、当社普通株式及びA種種類株式の単元株式数は、日野自動車と同じ100株とする予定です。なお、単元未満株式を有することになる当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨の定款規定を設ける予定です。
  - (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
  - (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
  - (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
- 4 「単元未満株式」の普通株式には、日野自動車、徳島日野自動車株式会社及び埼玉機器株式会社が保有する相互保有株式49株が含まれております。当社は、日野自動車が保有する相互保有株式1株について、本株式交換の効力発生日後遅滞なく自己株式取得又は現物配当等の方法で取得及び消却する予定です。

## ②【自己株式等】

2026年4月1日予定

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数の 合計 (株)	発行済株式総 数に対する所 有株式の割合 (%)
(相互保有株式) 徳島日野自動車株式 会社	徳島県板野郡松茂町 笹木野字八北開拓203-1	30,500	—	30,500	0.00
澤藤電機株式会社	群馬県太田市新田早川町3	93,000	—	93,000	0.00
千代田運輸株式会社	東京都日野市日野台1-21-1	40,000	—	40,000	0.00
埼玉機器株式会社	埼玉県さいたま市中央区下 落合7-1-3	23,400	—	23,400	0.00
計	—	186,900	—	186,900	0.01

(注) 1 上記は、2025年9月30日現在の日野自動車の株主情報及び2025年12月31日現在の三菱ふそうの株主情報をもとに、本株式交換が1：1の交換比率であること及び本株式交付に係る割当比率が1（当社）：310（三菱ふそう）であることを勘案して算出しております。

- 2 スパークス・グループ(株)が無限責任組合員を務める日本モノづくり未来投資事業有限責任組合が発行済株式の全てを所有するARTS-4(株)による澤藤電機(株)株式に対する公開買付けに伴い、当該公開買付けの成立を条件とする澤藤電機(株)の株主を日野自動車及びARTS-4株式会社のみとするための澤藤電機(株)の普通株式の併合（2026年5月頃（予定））及び澤藤電機(株)の自己株式取得（2026年5月頃（予定））による日野自動車が所有する全ての澤藤電機(株)の普通株式の譲渡を通じたARTS-4(株)による澤藤電機(株)の完全子会社化取引が実施される予定です。

## 2【自己株式の取得等の状況】

### 【株式の種類等】

該当事項はありません。

- (1) 【株主総会決議による取得の状況】  
該当事項はありません。
- (2) 【取締役会決議による取得の状況】  
該当事項はありません。
- (3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】  
該当事項はありません。
- (4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】  
該当事項はありません。

### 3【配当政策】

配当の基本的な方針、毎事業年度における配当の回数についての基本的な方針、内部留保資金の使途につきましては、未定です。

また、最近事業年度の配当決定にあたっての考え方につきましては、当社は本報告書提出日現在において第1期の決算期を迎えておらず、該当事項はありません。

当社の剰余金の配当の基準日は、期末配当については毎年3月31日、中間配当については毎年9月30日とする旨を定款で定める予定です。

配当の決定機関につきましては、取締役会の決議によって行うことができる旨を定款に定める予定です。なお、株主総会決議によって配当の決定を行うことを排除するものではありません。

## 4【コーポレート・ガバナンスの状況等】

当社は、2026年4月1日より東京証券取引所プライム市場へ新規上場（テクニカル上場）する予定です。本経営統合後に当社の完全子会社となる日野自動車のコーポレート・ガバナンスの状況等については、日野自動車の有価証券報告書（2025年6月24日提出）をご参照ください。本経営統合後に当社の完全子会社となる三菱ふそうのコーポレート・ガバナンスの状況等については、有価証券報告書を作成しておりませんので、参照すべきものではありません。

### (1)【コーポレート・ガバナンスの概要】

#### ① コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社グループは、「商用車の未来をともに作る」という目標のもと、お客様を起点にすべてを考え、持続可能な輸送に貢献してまいります。統合を通じて事業効率を高め競争力を磨きつつ、地球環境に優しく安全なクルマを普及させることで、社会における移動の価値を高めていくことを目指します。そして、全てのステークホルダーの皆様と良好な関係を築き、グローバル企業として持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図るべく、経営の健全性、効率性、及び透明性を確保するための実効性のあるガバナンス体制を構築し、運用することを目指してまいります。

また、当社は「コーポレートガバナンス・コード」に賛同し、その理念や原則の趣旨・精神等を踏まえた様々な施策を講じて、コーポレート・ガバナンスの強化に努めていくことを基本方針といたします。なお、以下のコーポレート・ガバナンスの状況については、本報告書提出日現在において予定している内容を記載しております。

#### ② 企業統治の体制の概要とその体制を採用する理由

当社は、本経営統合の効力発生日付で監査等委員会設置会社に移行し、取締役会、監査等委員会及び会計監査人を設置する予定です。監査等委員会の監査・監督体制を整備し、取締役会における社外取締役の構成比と多様性を高め、また、監査等委員が経営の意思決定に加わることで取締役会の透明性及び客観性を高め、監査・監督機能が強化されることで、コーポレート・ガバナンス体制の一層の充実を図れるものと判断し、当該体制を採用する予定です。また、任意の委員会として指名諮問委員会及び報酬諮問委員会等、業務執行側の意思決定機関として経営会議を設置する予定です。

本経営統合の効力発生日において、当社の取締役会は、ダイムラートラックが指名する取締役（監査等委員を兼任）1名、日野自動車が指名する業務執行取締役1名、三菱ふそうが指名する業務執行取締役1名、並びに、日野自動車、三菱ふそう、トヨタ及びダイムラートラック4社が合意の上で決定する、業務執行取締役1名、独立社外取締役4名（独立社外取締役のうち3名は監査等委員を兼任）及び取締役（監査等委員を兼任）1名の合計9名（定款において取締役（監査等委員であるものを除く。）5名、監査等委員である取締役6名を上限とする定めを設ける予定です。）によって構成する予定であり、重要な業務執行を決定するとともに、取締役の職務の執行を監督していく予定です。

また、本経営統合の効力発生日以降、当社の監査等委員会は、6名を上限とする監査等委員によって構成され、取締役の職務の執行を監査・監督していく予定です。

本報告書提出日において、それぞれの体制は以下のとおり予定しております。

取締役会議長：本経営統合に向けて今後決定する予定です。

取締役会構成員：カール・デッペン、ヘタル・ラリギ、小木曾聡、伊勢清貴（監査等委員）、クリスチャン・ヘルマン（監査等委員）、安部和志（独立社外取締役）、江藤彰洋（監査等委員兼独立社外取締役）、君嶋祥子（監査等委員兼独立社外取締役）、小林いずみ（監査等委員兼独立社外取締役）

監査等委員会委員長：本経営統合に向けて今後決定する予定です。

監査等委員会構成員：伊勢清貴、クリスチャン・ヘルマン、江藤彰洋（独立社外取締役）、君嶋祥子（独立社外取締役）、小林いずみ（独立社外取締役）

また、当社及び当社グループの重要な経営方針・戦略に関わる事項の方針を審議・決定するため、当社の代表取締役であるChief Executive Officer (CEO) を議長とし、その他に代表取締役であるChief Financial Officer (CFO)、Chief Technology Officer (CTO)、Chief Administrative Officer (CAO)、Chief Human Resource Officer (CHRO)、Chief Compliance & Legal Officer (CLO) 及びChief Digital Officer (CDO)、並びに、日野自動車の代表取締役であるChief Executive Officer (CEO) 及び三菱ふそうの代表取締役であるChief Executive Officer (CEO) で構成する経営会議を設置し、意思決定の迅速化を図っていく予定です。なお、経営会議を支援するため、リスク&コンプライアンス委員会及びプロダクト委員会を設置することを予定しており、また、日野自動車、三菱ふそう、トヨタ及びダイムラートラック4社が合意するその他の運営委員会も設置することを検討しており、その詳細は本経営統合に向けて今後決定する予定です。

リスク&コンプライアンス委員会は、当社グループのリスク・コンプライアンス事案の監督を行うことを目的としています。委員長及び構成員は本経営統合に向けて今後決定する予定です。

プロダクト委員会は、重要な製品プロジェクトのゲートプロセスの監督及び承認を行うことを目的としています。委員長及び構成員は本経営統合に向けて今後決定する予定です。

他に、取締役会の諮問委員会として、任意の指名諮問委員会及び報酬諮問委員会を設置する予定であり、その詳細は本経営統合に向けて今後決定する予定です。

③ 企業統治に関するその他の事項

i) 内部統制システムの整備の状況

本経営統合に向けて今後決定する予定です。

ii) リスク管理体制の整備の状況

本経営統合に向けて今後決定する予定です。

iii) 子会社の業務の適性を確保するための体制整備の状況

本経営統合に向けて今後決定する予定です。

iv) 責任限定契約の内容の概要等

当社と取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間では、会社法第423条第1項に定める責任について、その職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がなかったときは、会社法第425条第1項に定める額又は1,000万円以上であらかじめ定めた金額のいずれか高い額を責任限度とする契約を締結する予定です。

v) 役員等との間で締結している補償契約の内容の概要

本経営統合に向けて今後決定する予定です。

vi) 役員等を被保険者として締結している役員等賠償責任保険契約の内容の概要

本経営統合に向けて今後決定する予定です。

④ 取締役の定数及び取締役の選任の決議要件

当社の取締役（監査等委員であるものを除きます。）は5名以内とし、監査等委員である取締役は6名以内とする旨を定款に定める予定です（当該定款規定の効力は本経営統合の効力発生を条件として生じます。）。また、当社は、取締役の選任決議について、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨を定款に定める予定です。また、取締役の選任は、累積投票によらないものとする旨を定款に定める予定です。

⑤ 株主総会決議事項を取締役会で決議することができる事項

i) 自己の株式の取得

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる旨を定款に定める予定です（当該定款規定の効力は本経営統合の効力発生を条件として生じます。）。これは機動的な資本政策を行うことを目的としておりますが、自己株式取得の方針等の具体的内容については未定です。

ii) 取締役の責任免除

当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、取締役（取締役であった者を含む）の会社法第423条第1項の賠償責任を、法令の限度において免除することができる旨を定款に定める予定です（当該定款規定の効力は本経営統合の効力発生を条件として生じます。）。これは、職務の遂行にあたり期待される役割を十分に発揮できるようにすることを目的としております。

iii) 剰余金の配当等の決定機関

当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項について、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により定めることができる旨を定款に定める予定です（当該定款規定の効力は本経営統

合の効力発生を条件として生じます。)。これは、剰余金の配当等の権限を取締役会にも付与することにより、株主への機動的な利益還元を可能とすることを目的としております。また同様の目的により、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として株主に対し、会社法第454条第5項に定める中間配当をすることができる旨を定款に定める予定です。

⑥ 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定める予定です（当該定款規定の効力は本経営統合の効力発生を条件として生じます。)。これは株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的としております。

⑦ 種類株式に関する事項

当社は、本経営統合の効力発生日以降、種類株式発行会社となる予定です。本経営統合によりトヨタが日野自動車の親会社ではなくなる一方で、トヨタが日本において小型トラック事業を営んでいることを踏まえ、当社の独立した事業運営を尊重する観点や競争法の観点から、当社におけるトヨタの議決権比率を20%未満とすることが予定されているため、普通株式及びA種種類株式の発行を定款に定める予定です（当該定款規定の効力は本経営統合の効力発生を条件として生じます。)。

普通株式は、株主としての権利内容に制限のない株式です。他方で、①A種種類株式の剰余金の配当及び残余財産の分配については、普通株式と同順位であり、定められた取得比率（調整事由が生じない限り1：1を予定）を乗じた額とし、②A種種類株式には株主総会における議決権はなく、譲渡制限を付し、③普通株式及びA種種類株式について、会社法第322条第1項の規定による種類株主総会の決議を要さず（ただし、法令により要求される場合を除きます。)、④A種種類株式には普通株式を対価とする取得請求権を付し、かかる取得請求権については、定款においては、A種種類株式の発行日以降いつでも行使できることとする予定です。ただし、上述のとおり、当社におけるトヨタの議決権比率を20%未満とすることが予定されているため、本経営統合の効力発生後短期間にトヨタにより当社普通株式の取得請求権が行使されることは見込まれていません。

なお、当社の現行定款には、当社の株式を譲渡により取得するには、株主総会の承認を受けなければならない旨の定めがあります。ただし、当社の普通株式は、2026年4月1日に東京証券取引所プライム市場へ新規上場（テクニカル上場）する予定であり、これに伴い、当社は、同日付で定款を変更し、普通株式に関する上記の株式譲渡制限に関する規定を廃止する予定です。単元株式数は、普通株式及びA種種類株式のそれぞれにつき100株であります。

⑧ 利益相反取引を行う場合に株主の利益が害されることを防止するための措置

本経営統合の効力発生日以降、利益相反取引を行う場合に株主の利益が害されることを防止するため、独立社外取締役による監督が効果的に機能する体制を整備する予定です。

⑨ 取締役会、監査等委員会、任意の指名諮問委員会及び報酬諮問委員会の活動状況

本経営統合の効力発生日以降、活動する予定です。

(2) 【役員の状況】

① 役員一覧

本経営統合の効力発生日である2026年4月1日就任予定の当社役員の状況は以下のとおりです。

男性7名 女性2名 (役員のうち女性の比率22.2%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
代表取締役・ Chief Executive Officer (CEO)	カール・デッペン	1966年4月1日生	1990年10月 ダイムラー・ベンツ社 (ドイツ) 入社 2000年7月 ダイムラー・クライスラー社 (ドイツ) 商用車 シャシー・バン購買部門 統括部長 2003年1月 三菱ふそうトラック・バス株式会社 (日本) 購買・物流本部長 2007年10月 ダイムラー社 (ドイツ) メルセデス・ベンツ トラック ライフサイクルマネジメント部門 統括部長 2011年7月 同社 副社長 人事開発部門 本部長 2014年9月 ダイムラー・グレートチャイナ社 (中国) 副 社長 最高財務責任者 (CFO) 2017年6月 メルセデス・ベンツ社 (ドイツ) 副社長 コ スト管理部門 本部長 2020年5月 メルセデス・ベンツブラジル社 (ブラジル) 最高経営責任者 (CEO) 2021年12月 ダイムラートラックホールディング社 (ドイ ツ) 取締役 アジア地域責任者 2022年1月 三菱ふそうトラック・バス株式会社 (日本) 代表取締役社長・CEO (現在に至る) 2025年1月 ダイムラートラックホールディング社 (ドイ ツ) 取締役 FUSO・RIZON担当 (現在に至 る)	(注) 2	—
代表取締役・ Chief Financial Officer (CFO)	ヘタル・ラリギ	1973年9月21日生	1994年10月 ダイムラー・ベンツ社入社 1997年10月 ダイムラー・クライスラー社グループトレジ ヤリー 外国為替管理 マネージャー 2000年8月 ダイムラー・クライスラー・ブラジル社 経 営計画・戦略 部長 兼 CEO エグゼクテ ィブアシスタント 2004年10月 ダイムラー・クライスラー・東南アジア社 リージョナル・トレジャリー・センター・シ ンガポール ゼネラルマネジャー 2007年8月 ダイムラー社 ダイムラー 中央/東ヨーロ ッパ、アフリカ、アジア、中東 (DCAA) メル セデス・ベンツ&クライスラー/ジープ/ド ッジ 財務管理 責任者 2011年1月 ダイムラー社 グローバルセールスファイナ ンス プライシングメルセデスベンツ デイ レクター 2013年9月 メルセデス・ベンツ・ブラジル社 副社長 ブラジル/ラテンアメリカ CFO 2019年1月 三菱ふそうトラック・バス株式会社 代表取 締役副社長兼財務管理本部長最高財務責任者 (CFO) (現在に至る)	(注) 2	—
取締役・Chief Technology Officer (CTO)	小木曾 聡	1961年1月5日生	1983年4月 トヨタ自動車株式会社入社 2013年4月 同社常務役員 2015年4月 同社顧問 2015年6月 株式会社アドヴィックス取締役社長 2018年1月 トヨタ自動車株式会社専務役員 2019年1月 同社執行役員 2021年2月 日野自動車株式会社顧問 2021年6月 同社取締役社長 (現在に至る)	(注) 2	10 (注) 4

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役	伊勢 清貴	1955年3月2日生	1980年4月 トヨタ自動車工業株式会社(現 トヨタ自動車株式会社) 入社 2007年6月 トヨタ自動車株式会社 常務役員 2013年4月 同社 専務役員 2013年6月 同社 取締役 2018年1月 アイシン精機株式会社(現 株式会社アイシン) 副社長執行役員 2018年6月 同社 取締役社長 2020年4月 同社 社長執行役員 2021年6月 株式会社アイシン 取締役副会長 2025年6月 住友理工株式会社 社外取締役(現在に至る)	(注)3	—
取締役	クリスチャン・ヘルマン	1978年10月29日生	2003年2月 ダイムラー・クライスラー社 入社 2005年9月 ダイムラー社 財務管理部門 2007年5月 同社 財務管理部門 会計・財務報告、コントローリングマネージャー 2010年5月 同社 M&A(合併・買収)マネージャー 2011年6月 同社 M&A(アメリカ地域担当)部長 2016年11月 同社 M&Aテクノロジーおよびベンチャー部門責任者 統括部長 2021年12月 同社 副社長 IR(投資家向け広報)・M&A部門責任者 2025年7月 同社 副社長、コーポレート・ディベロップメント部門責任者(M&A、企業戦略、企業不動産)(現在に至る)	(注)3	—
取締役	安部 和志	1961年4月23日生	1984年4月 ソニー株式会社(現ソニーグループ株式会社)入社 2001年10月 Sony Ericsson Mobile Communications AB パイス・プレジデント 2006年4月 Sony Corporation of America シニア・パイス・プレジデント 2014年11月 ソニー株式会社 業務執行役員SVP 2016年6月 同社 執行役 EVP 2018年6月 同社 執行役 常務 2020年6月 同社 執行役 専務 2024年6月 株式会社東海理化 社外取締役(現在に至る) 2025年4月 ソニーグループ株式会社 シニアピープルアドバイザー(現在に至る) ソニーユニバーシティ 学長(現在に至る)	(注)2	—
取締役	江藤 彰洋	1960年4月7日生	1986年4月 株式会社ブリヂストン 入社 2010年1月 同社 経営企画本部長 2010年7月 同社 執行役員 2012年9月 同社 常務執行役員 2014年9月 同社 専務執行役員 2016年1月 同社 副社長 2016年3月 同社 執行役 副社長 2019年1月 同社 代表執行役 COO 兼 社長 2019年3月 同社 取締役 代表執行役 COO 兼 社長 2021年12月 ダイムラートラック・ホールディング社 スーパーバイザリーボードメンバー(現在に至る) 2022年6月 パナソニック ホールディングス株式会社 監査役(現在に至る) 2024年6月 三菱ケミカルグループ株式会社 社外取締役(現在に至る)	(注)3	—

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役	君嶋 祥子	1970年3月27日生	1996年4月 長島・大野法律事務所（現 長島・大野・常松法律事務所）入所 2002年10月 ゼネラル・エレクトリック・インターナショナル・インク日本支社入社 2010年10月 日本GE株式会社 アソシエイト・ゼネラルカウンセラー 2015年1月 株式会社LIXIL 執行役員 2019年2月 東京エレクトロン株式会社 副本部長兼 Chief Compliance Officer 2020年4月 株式会社LIXILグループ（現 株式会社LIXIL） 執行役専務 Chief Legal and Compliance Officer 2023年6月 日野自動車株式会社 社外取締役（現在に至る） 2025年4月 中外製薬株式会社 上席執行役員（現在に至る）	(注) 3	—
取締役	小林 いずみ	1959年1月18日生	1981年4月 三菱化成工業株式会社（現三菱ケミカル株式会社）入社 1985年6月 メリルリンチ・フューチャーズ・ジャパン株式会社入社 2001年12月 メリルリンチ日本証券株式会社（現BofA証券株式会社） 代表取締役社長 2008年11月 世界銀行グループ 多数国間投資保証機関長官 2013年7月 ANAホールディングス株式会社 社外取締役 2014年6月 三井物産株式会社 社外取締役 2017年6月 株式会社みずほフィナンシャルグループ 社外取締役 2020年6月 オムロン株式会社 社外取締役（現在に至る） 2025年6月 富士通株式会社 社外取締役（現在に至る）	(注) 3	—
計					—

- (注) 1 取締役安部和志、江藤彰洋、君嶋祥子及び小林いずみは、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
- 2 本経営統合の効力発生日である2026年4月1日就任後、2027年3月期に係る定時株主総会の終結の時までであります。
- 3 本経営統合の効力発生日である2026年4月1日就任後、2028年3月期に係る定時株主総会の終結の時までであります。
- 4 本株式交換が1：1の交換比率であることから、当該役員における2025年9月30日現在での日野自動車株式の保有状況をもとに作成しております。

## ② 社外取締役

### i) 社外取締役が上場申請会社の企業統治において果たす機能及び役割

当社は、取締役の職務執行の監督機能として、本経営統合の効力発生日以降、会社法に定める社外取締役4名を選任する予定です。社外取締役は、取締役会における重要な意思決定のほか、委員会での積極的かつ建設的な議論への参加等を通じた経営の監督という役割を果たすことで、透明・公正かつ迅速・果敢な意思決定に寄与する予定です。

### ii) 社外取締役の選任状況

当社では、会社法に定める社外取締役の要件及び金融商品取引所が定める独立性基準を踏まえつつ、企業経営経験や専門的知見としてガバナンス・リーガル、財務・会計のスキルを備えた人材を選定しており、企業経営戦略等の大きな方向性を示し適切なリスクマネジメントを支えながら、経営陣に対する実効性の高い監督機能を果たすことができることを社外取締役の選任要件としております。本経営統合の効力発生日以降、当社の社外取締役は、経営体制をより一層強化するために、会社経営者として豊富な経験と幅広い見識を有する独立役員4名により構成される予定です。社外取締役の選任にあたっては、経営体制強化等の観点から、他社での会社経営の経験、当業界への理解、専門性、独立性等を総合的に勘案しております。独立役員4名は、東京証

券取引所の「上場管理等に関するガイドライン」の独立性基準を満たしており、本経営統合の効力発生日以降の各社外取締役と当社間に特別な利害関係はありません。なお、当社は安部和志氏、江藤彰洋氏、君嶋祥子氏及び小林いずみ氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、東京証券取引所に届け出る予定です。

また、当社と本経営統合の効力発生日以降の社外取締役との出資等の資本的関係は、「① 役員一覧」に記載のとおりであります。

iii) 社外取締役による監督又は監査と内部監査、監査等委員会による監査及び会計監査との相互連携

当社の社外取締役は、取締役会において業務の執行について監督する予定です。

また、当社の社外取締役のうち3名は監査等委員となる予定であり、監査等委員会において取締役（監査等委員である取締役を除きます。）の選任等及び報酬等についての意見を決定することなどを通じて、取締役の監督機能の一部を担う予定です。また、社外取締役を含む各監査等委員である取締役は、内部監査部門又は会計監査人と積極的に意見及び情報の交換を行うなど、緊密な連携を図り、効率的な監査の実施に努めてまいります。

加えて、社外取締役を含む各監査等委員である取締役は、内部統制部門から、定期的又は随時に報告を受け、必要に応じて説明を求める、又は助言、勧告を行うなど内部統制システムの整備・強化に努めてまいります。

### (3) 【監査の状況】

#### ① 監査等委員会監査の状況

当社については、本報告書提出日現在において、該当すべき事項はありません。

本経営統合後に当社の完全子会社となる日野自動車及び三菱ふそうにおける監査役監査の状況は以下のとおりであります。

##### (i) 日野自動車

監査役制度採用会社であり、監査役会を設置しております。

監査役は、監査役4名（会社法に定める社外監査役2名を含む本報告書提出日現在の人数。定款において7名を上限とする定め有。）によって構成され、監査役が取締役の職務の執行を監査し、経営の監視・監督機能を担っております。

最近事業年度（2025年3月期）において日野自動車は監査役会を合計13回開催しており、個々の監査役の出席状況については次のとおりです。

区分	氏名	監査役会出席状況
常勤監査役	木村 巖	全13回中13回
常勤監査役	井上 智子	全13回中13回
社外監査役	宮崎 直樹	全13回中13回
社外監査役	松本 千佳	全13回中13回

監査役の活動としては、取締役会その他の重要会議への出席、取締役及び使用人等からの職務執行状況の報告聴取、重要な決裁書類等の閲覧、本社、工場及び主要な事業所における業務及び財産状況の調査、子会社の取締役及び監査役等との意思疎通・情報交換や子会社からの事業報告聴取、内部統制システムの構築・運用状況の確認、内部監査部門・会計監査人の職務執行状況の報告聴取、意見交換を行っております。

監査役会の具体的な検討内容は、監査の方針及び監査実施計画、監査報告書の作成、内部統制システムの整備・運用状況、会計監査人の監査の方法及び結果の相当性、会計監査人の再任・不再任等です。また、常勤監査役から活動報告を行っております。

##### (ii) 三菱ふそう

監査役は、監査役3名（会社法に定める社外監査役3名を含む本報告書提出日現在の人数。定款において5名を上限とする定めあり。）によって構成され、監査役が取締役の職務の執行を監査し、経営の監視・監督機能を担っております。

最近事業年度（2025年12月期）において三菱ふそうは監査役会を合計9回開催しており、個々の監査役の出席状況については次のとおりです。

区分	氏名	監査役会出席状況
社外常勤監査役	橋本 千里	全9回中9回
社外常勤監査役	吉田 仁	全9回中9回
社外監査役（1～3月）	佐藤 健治	全4回中4回
社外監査役（4～12月）	近藤 辰之介	全5回中5回

（注）社外監査役につき、佐藤健治は2025年4月1日付で辞任し、同日付で近藤辰之介が就任しております。

監査役の活動としては、取締役会その他の重要会議への出席、取締役及び使用人等からの職務執行状況の報告聴取、重要な決裁書類等の閲覧、本社、工場及び主要な事業所における業務及び財産状況の調査、子会社の取締役及び監査役等との意思疎通・情報交換や子会社からの事業報告聴取、内部統制システムの構築・運用状況の確認、親会社内部監査部門との連携、会計監査人の職務執行状況の報告聴取及び意見交換を行っております。

監査役会の具体的な検討内容は、監査の方針及び監査実施計画並びに計画達成状況、監査報告書の作成、内部統制システムの整備・運用状況、会計監査人の監査の方法及び結果の相当性、会計監査人の報酬同意、

会計監査人の再任・不再任等です。また、常勤監査役から活動報告を行っております。

## ② 内部監査の状況

当社については、本報告書提出日現在において、該当すべき事項はありません。

本経営統合後に当社の完全子会社となる日野自動車及び三菱ふそうにおける監査の状況は以下のとおりであります。なお、本経営統合後の内部監査は当社に集約し、当社が日野自動車及び三菱ふそうの各グループ会社に対する適切な内部監査を実施する方向で詳細を検討中です。

### (i) 日野自動車

#### ア 内部監査の目的及び監査方針

(ア) 日野自動車は、日野自動車及び日野自動車グループ会社の内部統制を支え、経営と企業価値の向上に貢献することを目的として、内部監査部を設置しております。

取締役会が承認した「内部監査基本規程」(以下「基本規程」といいます。)において、内部監査は不正の予防と企業価値の向上のため、リスク評価に基づいて日野自動車及び日野自動車グループ会社の業務プロセスの適正性と内部統制の状況を評価し、客観的な保証と助言を提供することとされております。

日野自動車の内部監査部は、一般の業務監査に加えて、J-SOX(金融商品取引法による財務報告に係る内部統制報告制度)の経営者評価もおこなっております。

(イ) 監査の方針については、リスクの高い業務を優先的に監査対象とするリスクベースアプローチに基づき、事業環境の変化や内部統制上の課題を踏まえてテーマ・対象組織を選定しています。

毎年度の監査方針、監査計画については、基本規程に基づき取締役会の承認を得ております。

#### イ 内部監査組織体制と手続き

(ア) 日野自動車の内部監査部の人員は、本報告書提出日(2026年3月2日)現在29名(専任者20名、兼任者9名)であり、昨今の社内外情勢を踏まえ内部統制強化のため、過去5年間で人員を段階的に増強してまいりました。

また、日野自動車グループ会社では本報告書提出日(2026年3月2日)現在で18社に内部監査組織が設置されており、グローバルでの監査体制の強化を図っております。

(イ) 基本規程において、内部監査の活動状況及び結果を、取締役会、監査役会及び社長に対して報告することとされています。

個別の監査業務については、基本規程にて国際団体であるIIA(The Institute of Internal Auditors: 内部監査人協会)の定めるグローバル内部監査基準を順守することとしており、リスクベースアプローチに基づき計画を立案のうえ機能長の承認を得て実施し、監査結果については個別に社長及び常勤監査役に報告しております。

また、重要な監査結果について、経営会議及び取締役会に中間期及び期末に報告しております。

(ウ) 内部監査の高度化を目指して、人員の採用や研修などによる専門性向上にも取り組んでおります。本報告書提出日(2026年3月2日)現在、国際資格であるCIA(公認内部監査人)保持者2名、日本内部監査協会が認定する内部監査士の資格保持者7名が在籍しております。

#### ウ 内部監査の実効性確保に向けた取り組み

(ア) 基本規程に内部監査機能の独立性と客観性の確保が定められており、日野自動車の体制上独立した組織となっております。

(イ) 日野自動車は、2022年10月に発表した「3つの改革」による取り組みの一つに「三線体制(1線:現場部署、2線:統括・専門部署、3線:内部監査部)」による内部統制体制の更なる強化を掲げており、それぞれの役割と責任の明確化を図っています。

また、内部監査部は、2023年度に外部機関による第三者評価を受け、その結果に基づく改善活動を継続的に実施しております。

(ウ) 内部監査部は、監査実施後、監査対象部署・会社に対して、指摘と改善提言をおこなうとともに改善計画の提出を求め、これらに基づき改善状況のフォローアップを定期的に行っています。

(エ) 日野自動車におけるエンジン認証に関わる不正問題の反省を踏まえ、内部監査部は、開発・認証業務をはじめとする技術分野に対しても、必要な知見を有する人材を配置のうえで監査を実施しております。

また、内部監査部は、日野自動車が認証を受けているISO9001(品質マネジメント規格)の内部監査手続きにおいて品質保証部門と連携し、相互の知見を活かした実効性のある体制の整備を図っております。さらに、会社法内部統制システムの運用状況について必要な監査を実施しております。

#### エ 監査役及び会計監査人との連携

日野自動車は、三様監査のそれぞれの有効性を確保するため、監査役、会計監査人と内部監査部の連携を図っています。

内部監査部は、毎月定期的に常勤監査役に主な活動状況を報告するとともに、相互に情報共有をおこなっております。また、24年度は社外監査役の出席する監査役会において、個別の監査について結果と課題について報告いたしました。さらに、内部監査部は、会計監査人とJ-SOXに係る評価手続きにおいて密に協力と連携をしているほか、年度の重要な節目において財務諸表監査及び内部統制監査の経過や結果に関する報告を受けております。

(ii) 三菱ふそう

ア 内部監査の体制及び手続

三菱ふそうの内部監査は、ダイムラートラックによる監査を通じて、内部監査室が行っております。

内部監査手続においては、三菱ふそうグループが事業を展開する地域全域における、各事業所及び各部署等に加えて、ディーラーやサプライヤーも対象としています。また、各地域の当局の承認を得て、非支配株主及び合弁事業に関する監査も実施されることがあります。

内部監査の結果は、三菱ふそうの監査役及びCEOを含めたマネジメントに報告しています。

また、かかる内部監査においては、内部監査室は客観的かつ徹底的に監査を行うよう努めておりますが、さらに三菱ふそうは、内部監査の信頼性及び実効性を確保するために、品質保証プログラムを設けています。このプログラムにおいては、毎年、三菱ふそうの内部監査の責任者が、ダイムラートラックのマネジメントとの間で、内部監査の品質の確保や改善のための取組みについて協議を行っております。加えて、少なくとも5年に一度の頻度で、三菱ふそうを含むダイムラートラックグループから独立した第三者による外部評価も実施しております。

イ 監査役及び会計監査人との連携

内部監査室は、効率的かつ実効的な監査及び情報共有のため、監査役及び会計監査人と連携しており、互いの監査の結果も考慮に入れて各自監査を行っております。

会計監査の結果は随時内部監査室に共有され、また、内部監査の結果についても、会計監査人に対して共有することとしております。また、内部監査室と会計監査人は、定期的に監査計画について意見交換をしています。

③ 会計監査の状況

当社について、本報告書提出日現在において該当すべき事項はありません。

④ 監査報酬の内容等

当社について、本報告書提出日現在において該当すべき事項はありません。

(4) 【役員の報酬等】

① 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社は役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針は定めておりません。

報酬等の額については、株主総会の決議により定める取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び監査等委員である取締役それぞれの報酬等の総額の限度内において決定する予定です。

当社の設立の日から最初の定時株主総会終結のときまでの期間の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び監査等委員である取締役それぞれの報酬等の総額は、株主総会の決議で定めるものとする予定であります。

② 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

当社について、本報告書提出日現在において該当すべき事項はありません。

③ 連結報酬等の総額が1億円以上である者の連結報酬等の総額等

当社について、本報告書提出日現在において該当すべき事項はありません。

④ 使用人兼務取締役の使用人給与のうち重要なもの

当社について、本報告書提出日現在において該当すべき事項はありません。

⑤ 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の決定権限を有する者の氏名又は名称、その権限の内容及び裁量の範囲

当社について、本報告書提出日現在において該当すべき事項はありません。

(5) 【株式の保有状況】

① 投資株式の区分の基準及び考え方

当社は2025年6月2日に設立された法人であり、本報告書提出日現在において、本報告書の準備といった本経営統合を円滑に行うために持株会社として必要となる業務を除き、実質的な事業活動を行っておらず、保有目的が純投資目的の株式及び純投資目的以外の目的の株式のいずれも保有していません。

本経営統合後に当社の完全子会社となる日野自動車は、保有目的が純投資目的である株式投資と純投資目的以外の目的である投資株式の区分について、専ら株式の価値の変動又は株式に係る配当によって利益を受け取ることを目的とするものを純投資目的である投資株式、それ以外の投資株式を純投資目的以外の投資株式と区分しています。

本経営統合後に当社の完全子会社となる三菱ふそうは非上場会社のため、該当事項はありません。

② 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

i) 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

当社及び三菱ふそうについては、該当事項はありません。

日野自動車については、以下のとおりです。

基本的に株式は縮減する方針ですが、自動車産業は、開発・調達・生産・物流・販売において様々な企業との協力関係が不可欠であるため、取引先との良好な関係を構築し、事業の円滑な推進を図ることで中長期的な企業価値の向上を実現する観点から、必要と判断した場合は、例外的に株式を保有することがあります。

政策保有株式については、取締役会において、毎年、銘柄ごとに株式保有による便益が資本コストに見合っているか等の定量面に加え、保有意義などの定性面の評価を実施し、保有の適否を総合的に判断しております。保有意義が認められなくなった銘柄については発行体と対話のうえ、縮減します。

ii) 銘柄数及び貸借対照表計上額の合計額

当社及び三菱ふそうについては、該当事項はありません。

日野自動車の最近事業年度末日（2025年3月31日）現在の状況については、以下のとおりです。

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額 (百万円)
非上場株式	32	3,541
非上場株式以外の株式	8	35,335

(最近事業年度において株式数が増加した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の増加に係る取得 価額の合計額 (百万円)	株式数の増加の理由
非上場株式	—	—	—
非上場株式以外の株式	—	—	—

(最近事業年度において株式数が減少した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の減少に係る売却 価額の合計額 (百万円)
非上場株式	3	1,526
非上場株式以外の株式	10	20,303

iii) 特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報  
当社及び三菱ふそうについては、該当事項はありません。

日野自動車の最近事業年度末日（2025年3月31日）現在の状況については、以下のとおりです。

特定投資株式

銘柄	最近事業年度	最近事業年度の 前事業年度	保有目的、業務提携等の概要、 定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	日野自動車 の株式の 保有の有無
	株式数（株）	株式数（株）		
	貸借対照表計上額 （百万円）	貸借対照表計上額 （百万円）		
和泰汽車股份有限公司	11,323,558	11,323,558	台湾市場における日野ブランド車の販売代理店であり、グループ会社として保険・金融・商用車専門販売会社を営む会社をそれぞれ展開しており、日野自動車のトータルサポート活動理念（お客様への提案・困りごとの解決）を台湾市場で実現するため保有しております。（注）1	無
	30,607	34,439		
センコーグループホールディングス(株)	1,882,357	1,882,357	新車及び保有に係る取引等を行っており、取引関係維持強化のため保有しております。（注）1	無
	2,838	2,159		
京成電鉄(株)	510,000	170,000	新車及び保有に係る取引等を行っており、取引関係維持強化のため保有しております。（注）1	無
	687	1,047		
ヤマトホールディングス(株)	323,990	323,990	新車及び保有に係る取引等を行っており、取引関係維持強化のため保有しております。（注）1	無
	635	699		
福山通運(株)	109,651	109,651	新車及び保有に係る取引等を行っており、取引関係維持強化のため保有しております。（注）1	無
	396	397		
アルピコホールディングス(株)	573,248	573,248	新車及び保有に係る取引等を行っており、取引関係維持強化のため保有しております。（注）1	無
	142	89		
伏木海陸運送(株)	8,400	8,400	新車及び保有に係る取引等を行っており、取引関係維持強化のため保有しております。（注）1	無
	14	13		
ダイナミックマッププラットフォーム(株)	10,000	10,000	自動運転システムの実用化に向けて共同で取り組んでおり、両社の関係維持強化のため保有しております。（注）2	無
	14	0		
セイノーホールディングス(株)	—	4,369,659	—	無
	—	9,241		
ニッコンホールディングス(株)	—	1,494,178	—	無
	—	4,414		
富士急行(株)	—	1,063,048	—	無
	—	4,199		
(株)C&Fロジホールディングス	—	214,600	—	無
	—	660		
佐藤商事(株)	—	330,838	—	有

銘柄	最近事業年度	最近事業年度の 前事業年度	保有目的、業務提携等の概要、 定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	日野自動車 の株式の 保有の有無
	株式数（株）	株式数（株）		
	貸借対照表計上額 （百万円）	貸借対照表計上額 （百万円）		
	—	585		

銘柄	最近事業年度	最近事業年度の 前事業年度	保有目的、業務提携等の概要、 定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	日野自動車 の株式の 保有の有無
	株式数 (株)	株式数 (株)		
	貸借対照表計上額 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)		
帝国繊維(株)	—	200,000	—	無
	—	469		
(株)ワキタ	—	248,000	—	無
	—	395		
神姫バス(株)	—	20,700	—	無
	—	70		
(株)エスライン	—	52,272	—	無
	—	46		
トランコム(株)	—	6,200	—	無
	—	37		

- (注) 1 定量・定性両面で保有意義を検証した結果、方針に沿った目的で保有しているものです。  
2 定量的な保有効果の把握は困難ではありますが、保有の適否を検証した結果、方針に沿った目的で保有しているものです。  
3 「—」は、当該銘柄を保有していないことを示しています。

みなし保有株式 (注) 4

銘柄	最近事業年度	最近事業年度の 前事業年度	保有目的、業務提携等の概要、 定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	日野自動車 の株式の 保有の有無
	株式数 (株)	株式数 (株)		
	貸借対照表計上額 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)		
(株)三井住友フィナン シャルグループ	1,214,244	404,748	退職給付信託に拠出、 議決権行使の指図権は保留	無
	4,608	3,652		
(株)みずほフィナンシ ヤルグループ	502,356	502,356	退職給付信託に拠出、 議決権行使の指図権は保留	無
	2,035	1,551		
三井住友トラストグ ループ(株)	496,078	496,078	退職給付信託に拠出、 議決権行使の指図権は保留	無
	1,845	1,664		
T P R (株)	744,600	744,600	退職給付信託に拠出、 議決権行使の指図権は保留	無
	1,725	1,823		
MS & ADインシュ アランスグループホ ールディングス(株)	515,970	515,970	退職給付信託に拠出、 議決権行使の指図権は保留	無
	1,664	1,416		
住友商事(株)	445,786	445,786	退職給付信託に拠出、 議決権行使の指図権は保留	無
	1,503	1,651		
カヤバ(株)	253,342	126,671	退職給付信託に拠出、	無

銘柄	最近事業年度	最近事業年度の 前事業年度	保有目的、業務提携等の概要、 定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由  議決権行使の指図権は保留	日野自動車 の株式の 保有の有無
	株式数 (株)	株式数 (株)		
	貸借対照表計上額 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)		
	744	665		

銘柄	最近事業年度	最近事業年度の 前事業年度	保有目的、業務提携等の概要、 定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	日野自動車 の株式の 保有の有無
	株式数 (株)	株式数 (株)		
	貸借対照表計上額 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)		
(株)三菱UFJフィナンシャル・グループ	282,590	282,590	退職給付信託に拠出、 議決権行使の指図権は保留	無
	568	444		
日本ペイントホールディングス(株)	500,000	500,000	退職給付信託に拠出、 議決権行使の指図権は保留	無
	560	540		
日本製鉄(株)	167,628	167,628	退職給付信託に拠出、 議決権行使の指図権は保留	無
	535	626		
大同特殊鋼(株)	396,345	396,345	退職給付信託に拠出、 議決権行使の指図権は保留	無
	471	728		
市光工業(株)	465,946	465,946	退職給付信託に拠出、 議決権行使の指図権は保留	無
	196	257		
(株)ジーエス・ユアサコーポレーション	40,000	40,000	退職給付信託に拠出、 議決権行使の指図権は保留	無
	95	127		
(株)商船三井	15,330	15,330	退職給付信託に拠出、 議決権行使の指図権は保留	無
	79	71		
セントラル硝子(株)	20,000	20,000	退職給付信託に拠出、 議決権行使の指図権は保留	無
	64	59		
(株)神戸製鋼所	35,973	35,973	退職給付信託に拠出、 議決権行使の指図権は保留	無
	62	75		
トピー工業(株)	19,279	19,279	退職給付信託に拠出、 議決権行使の指図権は保留	有
	40	53		
住友ゴム工業(株)	13,371	13,371	退職給付信託に拠出、 議決権行使の指図権は保留	無
	25	25		
フジオーゼックス(株)	12,500	12,500	退職給付信託に拠出、 議決権行使の指図権は保留	無
	17	20		
(株)デンソー	2,308	2,308	退職給付信託に拠出、 議決権行使の指図権は保留	無
	4	6		
共和レザー(株)	1,000	1,000	退職給付信託に拠出、 議決権行使の指図権は保留	無
	0	0		

4 みなし保有株式は退職給付信託に設定しているものです。「貸借対照表計上額」には事業年度末日における時価に議決権行使権限の対象となる株式数を乗じて得た額を記載しております。

- ③ 保有目的が純投資目的である投資株式  
該当事項はありません。

## 第5【経理の状況】

当社は2025年6月2日に設立された会社であり、第1期の決算期を迎えていないため、本報告書提出日現在において該当すべき情報はありません。

本経営統合後に当社の完全子会社となる日野自動車の経理の状況については、日野自動車の有価証券報告書（2025年6月24日提出）及び半期報告書（2025年11月14日提出）をご参照ください。

本経営統合後に当社の完全子会社となる三菱ふそうは非上場会社のため、財務諸表を作成しておりません。

## 第6【上場申請会社の株式事務の概要】

当社の2026年4月1日時点の株式事務の概要は以下のとおりとなる予定です。

事業年度	4月1日から翌年3月31日まで
定時株主総会	毎事業年度終了の日の翌日から3か月以内
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	9月30日、3月31日
1単元の株式数(注)1	普通株式 100株 A種種類株式 100株
単元未満株式の買取り(注)1	(特別口座)
取扱場所	東京都千代田区丸の内1丁目4番5号
株主名簿管理人	三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 (特別口座)
買取手数料	東京都千代田区丸の内1丁目4番5号  三菱UFJ信託銀行株式会社 無料
公告掲載方法	当社の公告方法は電子公告としております。 ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合の公告方法は、日本経済新聞に掲載いたします。なお、電子公告は当会社のホームページに掲載いたしますが、そのアドレスは未定です。
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 単元未満株式を有することになる当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨の定款規定を設ける予定です。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

## 第7【上場申請会社の参考情報】

### 1【上場申請会社の親会社等の情報】

当社には、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

### 2【その他の参考情報】

当社は、本報告書提出日までに、以下の書類を提出しております。

- ①【有価証券届出書(組織再編成・上場)及びその添付資料】  
2025年11月4日 関東財務局長に提出
- ②【有価証券届出書(組織再編成)及びその添付資料】  
2025年11月4日 関東財務局長に提出
- ③【訂正届出書(上記(1)の有価証券届出書(組織再編成・上場)の訂正届出書)】  
2025年11月14日 関東財務局長に提出
- ④【訂正届出書(上記(1)の有価証券届出書(組織再編成・上場)の訂正届出書)】  
2025年11月28日 関東財務局長に提出
- ⑤【訂正届出書(上記(2)の有価証券届出書(組織再編成)の訂正届出書)】  
2025年11月28日 関東財務局長に提出
- ⑥【訂正届出書(上記(1)の有価証券届出書(組織再編成・上場)の訂正届出書)】  
2025年12月19日 関東財務局長に提出

- ⑦【訂正届出書（上記(2)の有価証券届出書（組織再編成）の訂正届出書）】  
2025年12月19日 関東財務局長に提出
- ⑧【訂正届出書（上記(1)の有価証券届出書（組織再編成・上場）の訂正届出書）】  
2025年12月25日 関東財務局長に提出
- ⑨【訂正届出書（上記(2)の有価証券届出書（組織再編成）の訂正届出書）】  
2025年12月25日 関東財務局長に提出
- ⑩【訂正届出書（上記(1)の有価証券届出書（組織再編成・上場）の訂正届出書）】  
2026年1月16日 関東財務局長に提出
- ⑪【訂正届出書（上記(1)の有価証券届出書（組織再編成・上場）の訂正届出書）】  
2026年1月29日 関東財務局長に提出
- ⑫【臨時報告書】  
金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の規定に基づく臨時報告書を2025年11月4日関東財務局長に提出。

### 3【組織再編成対象会社が提出した書類】

- ①【有価証券報告書及びその添付書類】  
事業年度 第113期（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）2025年6月24日関東財務局長に提出
- ②【半期報告書】  
事業年度 第114期中（自 2025年4月1日 至 2025年9月30日）2025年11月14日関東財務局長に提出
- ③【臨時報告書】
  - (1) ①の有価証券報告書の提出後、本報告書提出日（2026年3月2日）までに金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を2025年6月27日関東財務局長に提出。
  - (2) ①の有価証券報告書の提出後、本報告書提出日（2026年3月2日）までに金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第7号の規定に基づく臨時報告書を2025年11月27日関東財務局長に提出。
  - (3) ①の有価証券報告書の提出後、本報告書提出日（2026年3月2日）までに金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を2025年11月28日関東財務局長に提出。
  - (4) ①の有価証券報告書の提出後、本報告書提出日（2026年3月2日）までに金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号の規定に基づく臨時報告書を2025年12月19日関東財務局長に提出。
  - (5) ①の有価証券報告書の提出後、本報告書提出日（2026年3月2日）までに金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号及び第12号の規定に基づく臨時報告書を2025年12月25日関東財務局長に提出。
  - (6) ①の有価証券報告書の提出後、本報告書提出日（2026年3月2日）までに金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号の規定に基づく臨時報告書を2026年1月16日関東財務局長に提出。
  - (7) ①の有価証券報告書の提出後、本報告書提出日（2026年3月2日）までに金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の規定に基づく臨時報告書を2026年1月29日関東財務局長に提出。
- ④【訂正報告書】  
該当事項はありません。

### 4【上記書類を縦覧に供している場所】

日野自動車株式会社 本店  
（東京都日野市日野台三丁目1番地1）  
株式会社東京証券取引所  
（東京都中央区日本橋兜町2番1号）  
株式会社名古屋証券取引所  
（名古屋市中区栄三丁目8番20号）

### **第三部【上場申請会社の保証会社等の情報】**

該当事項はありません。

### **第四部【上場申請会社の特別情報】**

#### **第1【最近の財務諸表】**

当社は2025年6月2日に設立された会社であり、本報告書提出日現在において、第1期の決算期を迎えていないため、該当事項はありません。

なお、当社は、連動子会社を有しておりませんので、連動子会社の財務諸表はありません。

#### **第2【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】**

該当事項はありません。

<当期連結財務諸表に対する監査報告書>

当社は、2025年6月2日に設立された会社であり、本報告書提出日現在において第1期の決算期を迎えておらず、「監査報告書」を受領していません。

<当期財務諸表に対する監査報告書>

当社は、2025年6月2日に設立された会社であり、本報告書提出日現在において第1期の決算期を迎えておらず、「監査報告書」を受領していません。